

明治安田損害保険の現状2006

(平成18年度版／平成17年度決算)



明治安田損害保険株式会社

は じ め に

みなさまには、日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

2005年(平成17年)4月1日、当社は、安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社の合併により、新たな一步を踏み出しました。

当社は、これまで旧両社が培ってまいりましたノウハウを活かしつつ、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心に特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することで、これまで以上にご期待にお応えできるよう努めております。

一方で、2005年度(平成17年度)は損害保険業界におきまして、過去にお支払いした保険金について、多数の会社で付随的な保険金の支払い漏れが判明いたしました。

当社におきましても、2005年(平成17年)11月に、付随的な保険金の支払い漏れに関し、経営管理態勢や内部管理態勢上の問題が認められたとして、保険業法に基づく行政処分(業務改善命令)を受けました。

保険金のお支払いは、保険会社の基本的かつ最も重要な機能であるにもかかわらず、付随的な保険金の支払い漏れが発生し、これに伴う行政処分を受けました。ご契約者をはじめみなさま方の信頼を損ねるとともに多大なるご迷惑をおかけする結果となり、深くお詫び申し上げます。

当社では、全役職員が今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止策に取り組むとともに「お客さまを大切にできる会社」となるよう努力を重ねてまいります。

その一環として、当社の事業活動についてみなさまにご理解をより深めていただくために「明治安田損害保険の現状2006」を作成いたしました。

本誌が、みなさま方に当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後ともなお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

会 社 プ ロ フ ィ ー ル

〔 経営方針・企業ビジョン・行動規範 〕

経営方針

私たちは、お客さまを大切にすることに徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指してまいります。

企業ビジョン

- ◆ 独自のソリューション提案によるお客さまの事業の安定と、先進の制度提案によるお客さまの団体福祉の充実に貢献する会社
- ◆ 新たな市場・価値を創造し、成長しつづける会社
- ◆ 働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社

行動規範

- ◆ 高い倫理観と協働の精神
- ◆ お客さまへの感謝と責任
- ◆ 社会への貢献
- ◆ 自己の成長と発展

〔 会社の特色 〕

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として企業・団体のお客さま向けに、クオリティの高い総合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。これまで、企業・団体のお客さまの補償ニーズに幅広くお応えしてまいりました傷害保険分野での商品・サービスをいっそう充実させるとともに、新種保険分野においても、今後、一段と多様化する企業・団体のお客さまの潜在的補償ニーズに的確にお応えできる「リスクソリューション®」* 商品等をご提供することなどにより、企業・団体のお客さまのご発展に貢献してまいります。

*明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標番号：4629633号）を行なっております。

〔 会社概要 〕

- ◆ 名称（商号）：明治安田損害保険株式会社
Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd.
- ◆ 設立：平成8年8月8日（合併期日 平成17年4月1日）
- ◆ 資本金：520億円
- ◆ 総資産：969億円
- ◆ 正味収入保険料：142億円
- ◆ 本社所在地：東京都千代田区神田司町二丁目11番地1
- ◆ 従業員数：120名（従業員には、嘱託、出向受入者を含み、使用人兼務役員、執行役員、休職者、派遣職員等は含んでおりません）
- ◆ 代理店数：818店
- ◆ 出資比率：明治安田生命保険相互会社 100%

目次

I 会社の概況及び組織	5	III 会社の運営	29
① 代表的な経営指標	5	① 内部統制環境の整備	29
② 会社の沿革	7	② リスク管理体制	29
③ 経営の組織	9	③ 法令等遵守体制	32
④ 株主・株式の状況	10	1. 行動憲章及び職務遂行基本ルールの策定	32
1. 基本事項	10	2. コンプライアンス・マニュアルの策定等	33
2. 株主総会議案等	10	3. 社外・社内の監査・検査体制	33
3. 株式分布状況及び大株主	11	4. 個人情報保護に関する基本方針 (プライバシーポリシー)	33
4. 資本金の推移	11		
5. 最近の新株及び社債の発行	11		
⑤ 役員等の状況	12	IV 主要な業務に関する事項	37
⑥ 従業員の状況	14	① 平成17年度の事業概況	37
1. 従業員の状況及び平均給与	14	② 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	40
2. 研修制度	14	③ 業務の状況を示す指標	42
⑦ その他	14	(1) 主要な業務の状況を示す指標	42
1. 情報提供活動	14	1. 保険料・一人当たり保険料	42
2. 業務の代理・事務の代行	15	2. 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額	43
3. 旧会社におけるご契約について	15	3. 解約返戻金	43
4. 子会社の状況	15	4. 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額	44
		5. 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額	45
		6. 保険引受利益	46
		7. 公共債の窓販実績	46
		(2) 保険契約に関する指標	46
		1. 契約者配当	46
		2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	47
		3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	47
		4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	47
		5. 出再を行った再保険者の数	48
		6. 出再保険料の上位5社の割合	48
		7. 出再保険料の格付ごとの割合	48
		8. 未収再保険金の額	48
		(3) 経理に関する指標	49
		1. 保険契約準備金	49
		2. 責任準備金積立水準	49
		3. 引当金明細表	50
		4. 貸付金償却の額	50
		5. 資本金等明細表	51
		6. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動	52
		7. 事業費の内訳	52
		8. 売買目的有価証券運用損益	52
		9. 有価証券売却益	53
		10. 有価証券売却損	53
		11. 有価証券評価損	53
		12. 減価償却費明細表	54
		13. 不動産・動産の処分損益	54
II 主要な業務の内容	16		
① 取扱商品	16		
販売商品の一覧	16		
② お客さまサービス	19		
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	19		
2. 各種サービスのご案内	21		
③ 保険のしくみ	22		
1. 損害保険制度	22		
2. 損害保険契約の性格	22		
3. 再保険について	22		
④ 約款	23		
1. 約款の位置づけ	23		
2. ご契約時にご留意いただく事項	23		
3. 約款に関する情報提供方法	23		
⑤ 保険料	24		
1. 保険料の収受・返戻	24		
2. 保険料率	24		
⑥ 保険金のお支払い	25		
保険金お支払いのしくみ	25		
⑦ 保険募集	26		
1. 保険の募集とご契約の手続き	26		
2. 代理店の役割と業務内容	27		
3. 代理店登録	27		
4. 代理店教育	27		
5. 代理店数	27		
6. 勧誘方針	28		

(4) 資産運用に関する指標	55	6] 時価情報等	80
1. 資産運用方針	55	1. 有価証券に係る時価情報	80
2. 現金及び預貯金	55	2. 金銭の信託に係る時価情報	82
3. 資産運用の概況	56	3. デリバティブ取引情報	82
4. 利息配当収入の額及び運用利回り	57	7] その他	82
5. 資産運用利回り（実現利回り）	58	8] 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書	83
6.（参考）時価総合利回り	59		
7. 海外投融資残高及び利回り	60		
8. 商品有価証券	60		
9. 保有有価証券	61		
10. 保有有価証券利回り	61		
11. 有価証券残存期間別残高	62		
12. 業種別保有株式	63		
13. 貸付金残存期間別残高	63		
14. 貸付金担保別内訳	64		
15. 貸付金使途別内訳	64		
16. 貸付金業種別内訳	65		
17. 貸付金企業規模別内訳	66		
18. 貸付金地域別内訳	66		
19. 不動産及び動産	67		
20. 支払承諾の残高内訳	67		
21. 支払承諾見返の担保別内訳	67		
22. 長期性資産	67		
23. 公共関係投融資（新規引受ベース）	68		
24. 住宅関連融資	68		
25. その他資産	68		
26. ローン金利	68		
(5) 特別勘定に関する指標	68		
4] 責任準備金の残高の内訳	69		

V 財産の状況 70

1] 計算書類	70
1. 貸借対照表	70
2. 損益計算書	72
3. 貸借対照表の推移	74
4. 損益計算書の推移	75
5. キャッシュ・フロー計算書	76
6. 利益処分・1株当たり当期純利益等	77
7. 1株当たり純資産額	77
8. 一人当たり総資産	77
2] リスク管理債権	77
3] 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	77
4] 債務者区分に基づいて区分された債権	78
5] 保険金等の支払能力の充実の状況	
（ソルベンシー・マージン比率）	79
ソルベンシー・マージン比率	79

VI 損害保険用語の解説 84

I 会社の概況及び組織

1 代表的な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	年度	平成16年度		平成17年度	
		2社合計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
正味収入保険料		16,717	10,965	5,752	14,207
正味損害率		82.2	44.2	154.6	42.5
正味事業費率		50.0	47.5	54.9	51.8
保険引受利益		3,245	2,265	980	△23
経常利益		3,886	2,470	1,415	900
当期純利益		2,151	1,355	795	866
ソルベンシー・マージン比率		—	3,891.6	3,317.4	4,510.6
総資産額		97,773	44,601	53,172	96,913
純資産額		68,269	31,179	37,089	68,009
その他有価証券評価差額		1,898	928	969	132

※「2社合計」は旧両社の単純合算数値を掲載しております。

※当社は、合併前に自動車保険および個人契約の取扱いを収束させるなど、合併前後において業容を変更しております。

<正味収入保険料>

正味収入保険料は、ご契約者のみなさまからお引き受けした保険料から、諸返戻金を控除し、さらに再保険取引に係る保険料を加減、積立保険料を控除した保険料です。

<正味損害率>

正味損害率は、正味収入保険料に対する「正味支払保険金＋損害調査費」（お支払いした保険金と損害調査に要した費用）の割合です。

<正味事業費率>

正味事業費率は、正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費」（保険の募集や保険契約の維持管理のために使用した費用）の割合です。

<保険引受利益>

保険引受利益は、保険引受収益（正味収入保険料等の合計）から、保険引受費用（正味支払保険金、諸手数料及び集金費等の合計）、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、さらにその他収支を加減したもので、保険の引受に係る利益となります。

<経常利益>

経常利益は、保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常損益を加減したものです。

<当期純利益>

当期純利益は、経常利益に、不動産動産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

<ソルベンシー・マージン比率>

ソルベンシー・マージン比率は、通常の予測を超える危険（巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等）が発生した場合も、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標のひとつです。200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

<総資産額>

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

<純資産額>

貸借対照表上の「資本の部合計」の金額です。

<その他有価証券評価差額>

「金融商品に係る会計基準」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行なっています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（評価損益）が、その他有価証券評価差額です。

<不良債権の状況>

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分による債権」の2つの基準があり、保険業法施行規則により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定基準を策定のうえ、これに基づき、厳格な資産の自己査定を実施しております。なお、自己査定基準及び査定結果については、自己査定実施部署から独立した検査部門が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の確保に万全を期しております。

また、自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、償却・引当基準に則り適正な償却・引当を行なうこととしており、資産の健全性確保に努めております。

◇リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」とは、貸付金のうち返済状況が正常でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなります。

平成17年度末現在、これらに該当する債権はありません。

◇債務者区分による債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、平成11年度より保険業法施行規則の改正によって、預金等受入機関と同様に、損害保険会社にも開示が義務付けられたもので、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4区分からなります。

平成17年度末現在、債権は、いずれも「正常債権」（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないとされるもの）に区分されております。

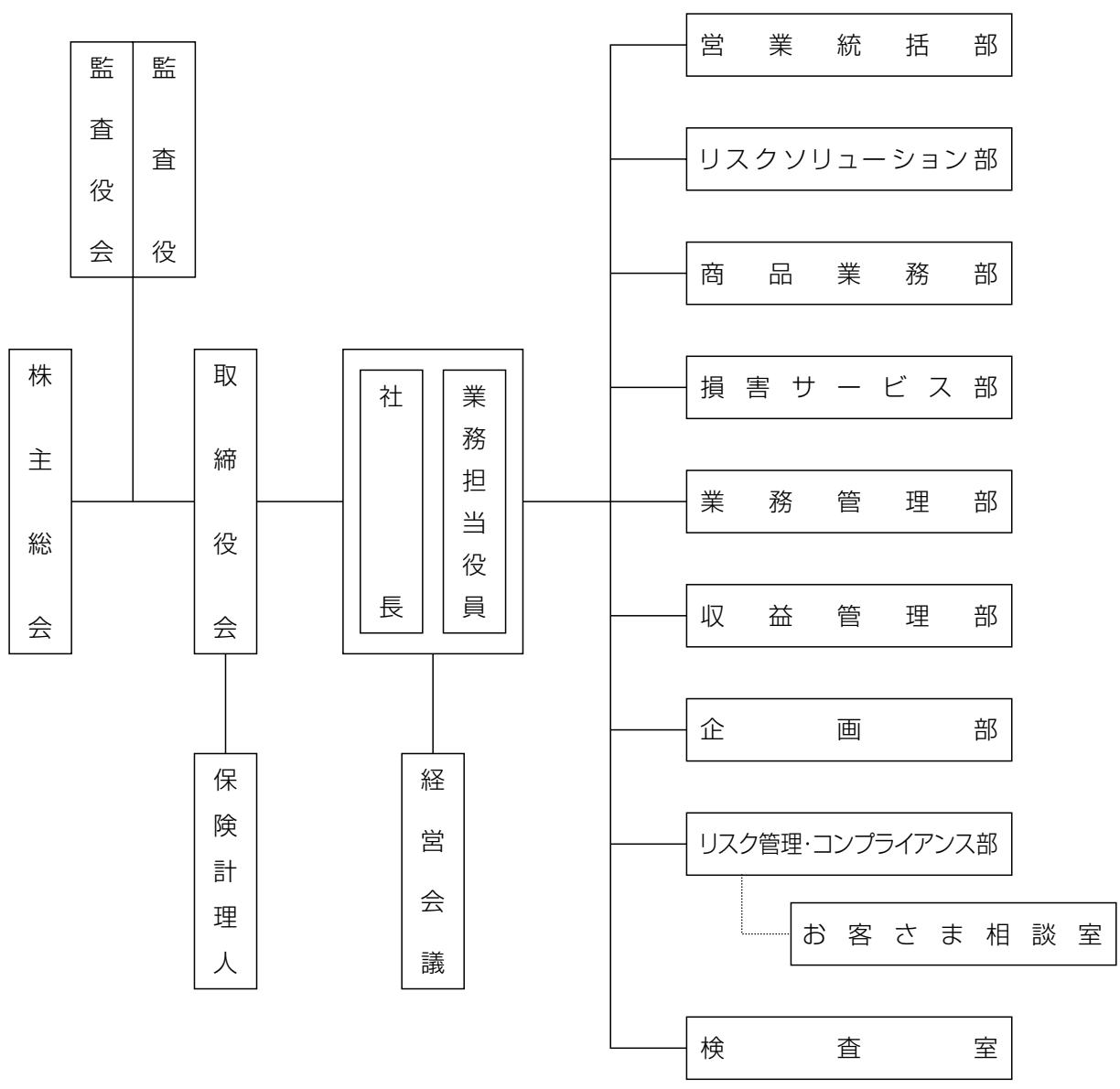
2 会社の沿革

年月	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成 8年 8月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金 220 億円） 損害保険業免許取得	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金 300 億円） 損害保険業免許取得
10月	営業開始 労働災害総合保険を発売	営業開始 会社役員賠償責任保険（D&O保険）を発売
平成 9年 1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売 安田生命との生損セット商品『フルタイム』を発売	
2月		傷害保険を発売
3月		海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険を発売
4月	海外旅行傷害保険を発売	
5月	自動車損害賠償責任保険を発売	自動車損害賠償責任保険を発売
10月	懸賞付自動車保険『ワン太フル』を発売	懸賞付自動車保険を発売
11月	「交通事故入院お見舞いサービス」を開始	インターネット・ホームページの開設
12月	債務返済支援保険を発売	長期所得補償保険を発売
平成10年 4月	「JAFロードサービス」の提供開始	団体長期障害所得補償保険、債務返済支援保険を発売
8月	家財専用火災保険『家財記念日』を発売 安田生命との生損セット商品『ダブルカバー』を発売	
10月	懸賞付自動車保険『NEWワン太フル』を発売	「指定修理工場制度（愛称：ほほえみ工場サービス）」を開始 「JRSロードサービス」の提供開始
11月	「指定修理工場制度（愛称：あんしん工場）」を開始	
12月	総合賠償責任保険『店下泰平』を発売	
平成11年 4月	「カーアシスタンスサービス」の提供開始	
5月		自動車保険に新割引制度導入
6月		ほほえみ工場プラスワンを開始
7月	新型自動車保険『NEWワン太フル カスタマーズベスト』を発売	
10月	安田生命との生損セット商品『グローイングプラス』を発売	明治生命グループと日新火災海上保険株式会社間で業務提携に関し基本合意
平成12年 3月	安田生命との生損セット商品『ファーストステージActivity』を発売	カートラブル時のロードサービスの無料化をスタート（一部のケースを除き、無料化）
4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE社と日本国内における取引信用保険の販売に関する業務協力協定を締結
5月	総合賠償責任保険『New店下泰平』を発売	
6月	家財専用火災保険『New家財記念日』を発売	
7月		取引信用保険を発売
8月	人身傷害補償付総合自動車保険『大きな♥お世話』（YAP）を発売	
9月	安田生命との生損セット商品『健康物語Activity』を発売	

年月	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成12年10月		自動車保険センターを開設 総合自動車保険『MAM (MEIJI AUTO MASTER)』を発売
平成13年 4月	安田生命との生損セット商品『健康物語 ^{Activity} 第二章』を発売	
5月	安田生命への募集代理を開始	
7月		明治生命への募集代理を開始
平成14年 1月	安田生命とのセット商品として団体向け第三分野商品『新・総合医療サポート』を発売	
2月		総合自動車保険『MAM (MEIJI AUTO MASTER)』を改定・発売
11月	安田生命との生損セット商品『健康物語フルケア ^{Activity} 』を発売	
平成16年 2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印
11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印
12月	臨時株主総会で合併契約書を承認	臨時株主総会で合併契約書を承認
年月	明治安田損害保険株式会社	
平成17年 4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社 誕生	

3 経営の組織

(1) 組織図 (平成18年6月29日現在)



(2) 本社所在地

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-11-1 明治安田損害保険ビル
 電話番号 03-3257-3111 (代表)
 03-3257-3120 (お客さま相談室)

※当社は支店等を有していません。

4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、平成18年6月29日現在、発行する株式の総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は520億円です。なお、当社の株式は上場されておりません。

1. 基本事項

- a. 定時株主総会開催時期 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催します。
- b. 決算期日 3月31日
- c. 基準日 定時総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株主とします。
- d. 公告掲載新聞 東京都において発行する日本経済新聞

2. 株主総会議案等

第10回定時株主総会が平成18年6月29日（木）に開催されました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第10期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項 第1号議案 第10期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案どおり長谷哲夫、小島好孝の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり平成18年7月4日付で佐藤正俊、藤田温彦の2名が退任することに伴い、同年7月5日付で、椎名 忠、新海一郎の2名の選任が承認可決されました。

以上

3. 株式分布状況及び大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内二丁目1番1号	400千株	100%

4. 資本金の推移

(1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
平成17年4月1日	520億円	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併

(注) 平成17年4月1日に明治損害保険株式会社との合併により資本金が300億円増加し520億円となり、その後、平成18年3月31日までの間、資本金の変動はありません。

(2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
平成8年8月8日	220億円	—————

(3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
平成8年8月8日	300億円	—————

5. 最近の新株及び社債の発行

当社は平成8年8月8日に設立後、平成18年3月31日まで、新株及び社債を発行していません。

5 役員等の状況

(平成18年7月5日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
代表取締役社長	西 清 二 (昭和22年1月4日)	昭和44年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 総合システム計画部長、博多支社長、 営業人材育成・契約管理各部長、取締役 契約管理部長、常務取締役顧客サー ビス局長、常務取締役、常務取締役ア ンダーライティング部門長 兼 お客さ まサービス部門長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社常務取締役 平成17年 明治安田損害保険株式会社代表取締役 社長 現在に至る	検査室
常務取締役	篠原 新 衛 (昭和26年2月8日)	昭和49年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 滋賀支社長を経て 平成11年 (現)明治安田損害保険株式会社総務部 長 兼 弘報部長 平成12年 同社企画開発部長 平成13年 同社取締役企画開発部長 平成14年 同社取締役企画部長 平成16年 同社常務取締役企画部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社常務取締役 現在に至る	リスクソリューション部 収益管理部 企画部 リスク管理・コンプライアンス部
常務取締役	長谷 哲 夫 (昭和21年7月23日)	昭和45年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 中国法人営業・第二公務各部長を 経て 平成16年 (現)明治安田損害保険株式会社取締役 営業本部副本部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社常務取締役 現在に至る	営業統括部
取締役	小島 好 孝 (昭和27年9月11日)	昭和50年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成 8年 (現)明治安田損害保険株式会社営業企 画部法人営業企画課長 平成12年 同社企画部長 兼 新規事業準備室長 平成13年 同社企画総務部長 平成16年 同社取締役企画総務部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社取締役商品 業務部長 現在に至る	リスクソリューション部 商品業務部 損害サービス部 業務管理部
取締役	長田 守 正 (昭和25年2月24日)	昭和47年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成 8年 (現)明治安田損害保険株式会社経理部 数理グループリーダー 平成12年 同社経理部財務・経理グループマネ ジャー 兼 保険計理人 平成13年 同社経理部長 兼 保険計理人 平成14年 同社収益管理部長 兼 保険計理人 平成15年 同社取締役収益管理部長 兼 保険計理 人 平成17年 明治安田損害保険株式会社取締役収益 管理部長 兼 保険計理人 平成18年 取締役保険計理人 現在に至る	

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
常任監査役	松浦 史郎 (昭和22年1月18日)	昭和45年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 販売情報・販売技能開発・ファイナ ンシャル・サービス各部長、顧客サー ビスセンターお客さまサービス業務推 進役を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社お客さま サービス室審議役を経て 平成17年 (現)明治安田損害保険株式会社常任監 査役 明治安田損害保険株式会社常任監査役 現在に至る	
監査役	椎名 忠 (昭和26年10月15日)	昭和50年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 秘書部長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社特別勘定運 用部長、証券運用部特別勘定運用室長 を経て 平成18年 監査委員会事務局長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
監査役	新海 一郎 (昭和27年9月10日)	昭和51年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 長崎支社長、法人渉外・代理店業務 各部長、宮崎支社長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社宮崎支社長、 関連事業部審議役を経て 平成18年 関連事業部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
執行役員	重松 敏夫 (昭和29年1月28日)	昭和52年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成 8年 (現)明治安田損害保険株式会社業務企 画部企画グループリーダー 平成11年 同社商品業務部長 平成15年 同社取締役商品業務部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社執行役員企 画部長 現在に至る	
執行役員	高橋 伸二 (昭和24年4月27日)	昭和47年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 北海道法人営業・総合法人第二・ 総合法人第四部法人各部長、人事部 (出向)を経て 平成18年 明治安田損害保険株式会社執行役員営 業統括部長 現在に至る	

(注) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しております。(平成16年1月合併)
合併前の安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社は、(現)明治安田損害保険株式会社と表記しております。(平成17年4月合併)

6 従業員の状況

1. 従業員の状況及び平均給与

(平成18年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
120名	44.2歳	6.1年	617千円

- (注) 1. 従業員には、嘱託、出向受入者を含み、使用人兼務役員、執行役員、退職者、派遣職員等は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しています。
3. 平成18年3月の平均給与月額（時間外手当等を含む）

2. 研修制度

企業ビジョンに掲げる「個人の能力発揮」を実効性あるものにし、管理者の指導指針と従業員のキャリア形成実現のため、そのプロセスを体系化した能力開発計画に基づき推進しております。また、(財)損害保険事業総合研究所主催の損害保険講座等への積極的な参加も勧奨しております。

7 その他

以下の取組みにつきましては、平成18年3月31日現在の状況を記載しております。

1. 情報提供活動

当社では、インターネット・ホームページを開設し、会社概要、取扱商品、サービス、決算情報の紹介などの情報提供活動に努めております。

インターネット・ホームページ： <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

2. 業務の代理・事務の代行

当社は、保険業法第98条の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務代行を委託しております。また、日新火災海上保険株式会社へ損害保険業に係る事務の代行を委託しております。

＜業務の代理・事務の代行に関する主なもの＞

○業務の代理

- ・ 保険契約の締結の代理（媒介を含む）

○事務の代行

- ・ 保険の引受その他の業務に係る書類等の作成及び授受等
- ・ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務
- ・ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
- ・ 保険募集を行なう者の教育及び管理

3. 旧会社におけるご契約について

明治安田損害保険株式会社では、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社にご加入いただいておりますご契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けいたします。また、事故に遭われたお客さまへの損害サービスに関しましては、完了まで、当社にて万全な対応を行ないます。

4. 子会社の状況

該当する子会社および関連法人等はありません。

1 取扱商品

販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに独自のソリューション提案による事業の安定と、先進の制度提案による団体福祉の充実に貢献するため、以下の商品をご提供しております。

○リスクソリューション商品

●取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産などによって生じる貸倒れ損失について保険金をお支払いします。包括的に全ての取引先を付保することも、特定事業部の取引先のみを付保することも可能です。

●会社役員賠償責任保険（D&O保険）

会社役員が、その業務遂行のために行なった行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三者訴訟など損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害について保険金をお支払いします。

○福利厚生制度関連商品

●労働災害総合保険

従業員・所属員の「業務上の災害」を補償する保険です。大きく分けて二つの補償があります。

◇法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

◇使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険や災害補償規程等からの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について保険金をお支払いします。

●団体傷害保険

◇全員加入型団体傷害保険

企業・団体が契約者として保険料を負担し、偶然な事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする団体保険です。従業員・所属員の福利厚生の充実に図るため、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規程に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いすることもできます。

◇任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が偶然な事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする自助努力制度運営のための団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで手軽に加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

●団体長期障害所得補償保険

◇全員加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体が契約者として保険料を負担し、従業員や所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実できます。

◇任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力制度運営のためにご利用いただく団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合や入院による就業障害時のみに限定することもできます。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで手軽に加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数 20 名以上の場合）。

●団体医療保険（任意加入型）

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が病気やケガにより入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金などをお支払いする団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで手軽に加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数 20 名以上の場合）。

○その他の主な取扱商品

●企業財物の保険

◇普通火災保険

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、残存物の取片づけ費用（清掃費用等のあと片づけ費用）および損害防止費用などについて保険金をお支払いします。

◇店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建物内の動産などについて、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒じょう・労働争議、盗難、水災などによる損害について保険金をお支払いします。また、交通傷害担保特約、借家人賠償責任担保特約、店舗賠償責任担保特約などもセットすることができます。

◇建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる偶発的な事故によって、工事の目的物、工所用材料などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

◇組立保険

ビル付帯設備工事、建物内外装工事、機械設備の据付工事などの組立工事に関する保険です。工事現場で生じる偶発的な事故によって、工事の目的物、工所用材料などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

◇機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電氣的事故・物体の落下など偶然な事故により機械設備が損害を受けたとき、その修理費や再調達費用について保険金をお支払いします。

◇動産総合保険

動産を対象とした保険です。火災、盗難、破損などの偶然な事故による損害について保険金をお支払いします。

●事業継続の保険

◇利益保険

店舗や工場などが火災、落雷、破裂・爆発により損害を被った場合、業務が休止または阻害されたために生じた費用および利益の損失について保険金をお支払いします。

●物流運送の保険

◇運送保険

日本国内を陸上輸送、航空輸送またはフェリーボート輸送される貨物について、火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州など輸送中の偶然な事故によって生じた損害について保険金をお支払いします。

◇貨物海上保険

国内外を船舶または航空機で輸送される貨物について、船舶の沈没・座礁・座州、航空機の墜落など輸送中の偶然な事故によって生じた損害について保険金をお支払いします。

●賠償責任の保険

◇施設所有（管理）者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

◇生産物賠償責任保険

被保険者（保険の補償を受けられる方）が生産または販売した物（生産物）が他人に引き渡された後、あるいは被保険者が行なった仕事を終了した後、その生産物もしくは仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

◇請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、または請負作業を行なうため被保険者が所有、使用、管理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

●地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の目的が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%～50%に相当する額の範囲以内で地震保険金額（他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。）を設定します。

●自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法に基づき、原則としてすべての自動車が加入を義務づけられている強制保険です。自動車の保有者・運転者が自動車の運行によって他人の身体・生命を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

（注）以上は商品の概要をご説明したものです。各保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

2 お客さまサービス

1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上

当社では、「お客さま視点に立った業務運営」を経営の最重点課題と位置付けております。そして、様々なお客さまの声の把握、それをふまえたサービス等の改善に向けた取組みを行なっております。

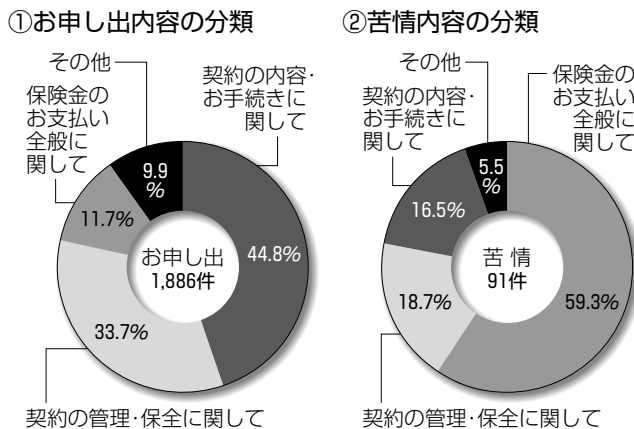
(1) お客さま相談室の設置

当社では、ご契約者および一般消費者からの損害保険全般に関するあらゆるご質問・ご相談に応じるため「お客さま相談室」を設置しております。

そして、お客さまからのお申し出、苦情をサービス等の改善に活かすよう努めております。

平成17年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総数は1,886件で、そのうち苦情は91件でした。

ア) お申し出・苦情内容の分類



イ) お申し出・苦情から取り組んだサービス改善例

お客さまの声	改善項目
保険金支払通知書に支払い内訳を記載していないのは不親切である。	お客さまがお受取りになる保険金内訳の明細がご確認できるよう「保険金お支払通知」を改定いたしました。

(2) 利用者満足度向上プロジェクトチームによる取組み

平成18年1月、社内に「利用者満足度向上プロジェクトチーム」を設置し、各部門において利用者の声を把握し、サービス改善に反映させる取組みを推進してまいりました。

各部門が日常業務において、お客さま、代理店等との接点から積極的に利用者の声を把握し、平成17年度中に、担当部門自らが業務改善に取り組んだ改善例は次のとおりであります。

お客さまの声	改善項目
保険金ご請求に関するはがきの記載内容が保険会社の一方的な押し付けのような文章である。	保険金ご請求に関するはがきの表現を改定するとともに、お客さまからの事故連絡受け付け後に、当社からお送りしている「保険金ご請求のお願い」を、従来の1回から3回に増やし、ご請求のないお客さまの(ご請求)失念防止に努めるよう改善いたしました。

損害保険に関するご相談は以下の機関でも受け付けています。

(社) 日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室が、損害保険会社への解決の依頼やあせんなど、適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決が見つからない場合、公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。個人の方から苦情の申し出を受け、原則として3ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により損害保険調停委員会がご利用になれます。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

(財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

(3) お客さまアンケートの実施

当社では、平成17年度中に発生した、付随的な保険金の支払い漏れを深く反省し、よりお客さま視点を重視した業務運営を徹底する必要性を認識いたしました。

そこで、商品開発から保険金お支払いまでの各局面における利用者満足度を把握し、お客さま視点に基づくサービス提供の実態を検証し、お客さまの声を反映して業務改善すべき事項を検討するため、損害サービス利用者向けのアンケートを実施いたしました。

このアンケートは、当社の主力商品である任意加入型団体傷害保険の顧客団体から、過去1年間の保険金お支払い実績が比較的多い2団体にご協力いただき、お支払い実績のある加入者の方を対象とし、実施したものです。

今後とも、こうしたアンケートの実施と、その結果をふまえた商品・サービスの改善に鋭意努めてまいります。

※次回以降は、サンプル数を増やし、さらに多くのご意見をいただいております。

ア) 主な調査内容 (アンケート項目)

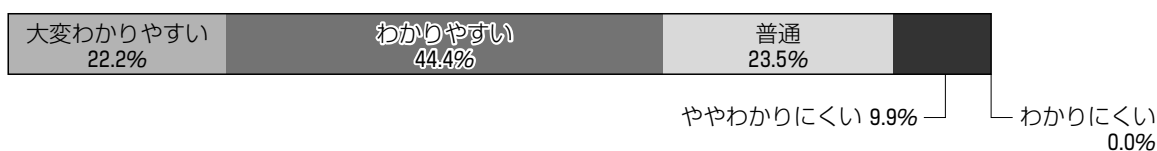
- | | |
|---------------------|---------------|
| ①担当者の説明・対応に対する満足度 | ②ご請求書類に対する満足度 |
| ③お支払いまでの所要日数に対する満足度 | ④総合的な満足度 |

イ) 主な調査結果 (アンケート結果)

①担当者の説明・対応に対する満足度



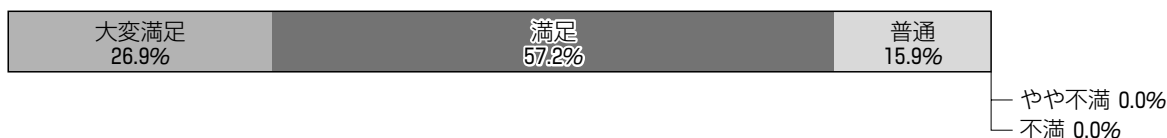
②ご請求書類に対する満足度



③お支払いまでの所要日数に対する満足度



④総合的な満足度



お客さまのご意見例

請求書類の作成について担当者の対応が親切で感謝している。支払までの日数も早く良かった。

事故が起きてケガをしたが、請求するのが遅れ、治療が終了してからの請求となってしまった。事前に、申し出の具体的な方法についてもう少し説明があると分かりやすい。

請求する際の「連絡先」が一体どこなのか分かりづらく、不便さを感じた。

手続きのため、1日で数箇所の病院へ行くこともあるので、請求書類をより書きやすいものにしてほしい。

<参考> その他のお客さま満足度向上に向けた取組み例

改善項目
付随的な保険金が発生する特約について、保険募集時の「ご案内」に特約の概要を記載し、ご契約締結前に付随的な保険金の有無を明示するよういたしました（火災保険、労働災害総合保険については、従前より明示しておりましたが、傷害保険および賠償責任保険についても明示することといたしました）。
万が一の事故の際に、保険証券に記載の特約名称のみではご契約の内容がスムーズにご確認いただけない懸念があることから、付随的な保険金の名称および概要を記載した「保険証券添付別紙」を作成し、保険証券と同様に大切に保管いただけるようお届けすることといたしました。
引受保険会社破綻時の、損害保険契約者保護機構制度の改正について、個人のご契約者への個別通知を行なうとともに、法人契約者へも幅広くお知らせいたしました。

2. 各種サービスのご案内

○リスクソリューションサービス

当社が提唱する「リスクソリューション®」*1とは、企業が「自社を取り巻くリスクに対して、そのリスクを排除あるいは回避するためにさまざまな方法を講じて、合理的かつ経済的な方法で管理または制御」する手法をいいます。

企業が「リスク・マネジメント」を進めるためには、自社がかかえるさまざまなリスクに対して、

1. そのリスクが発生しないようにどのような措置を講じることが必要か
2. また実際に損害が発生した場合どのように対応することが必要か

等、さまざまな課題を解決する必要があります。

このようなさまざまな課題に対して、保険商品・サービスによる「解決策（ソリューション）」をご提案していくことが明治安田生命グループの「リスクソリューション®」サービスです。

当社では、日本において、いち早くこの「リスクソリューション®」というサービスコンセプトを打ち出し、1999年10月に専門部署を設立しております。そして、当社独自のリスクソリューション商品として「取引信用保険」、「会社役員賠償責任保険（D&O保険）」等を開発・販売しています。*2

*1 明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標番号：4629633号）を行なっております。

*2 商品内容についてはP.16を参照ください。

3 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険（偶然な一定の事故）に備えて、同じ種類の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故に遭われた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業などをさまざまな災害や危険から守り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（商法第629条）

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成し交付します。これには保険の目的、補償される事故、保険金額、保険期間などが記載されております。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機などのような巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは不可能です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、逆に再保険を引き受けたり（受再）しています。これにより、毎年の損害率の安定（事業成績の安定）と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しております。

なお、出再先の選定にあたっては、財務健全性を最重視しており、受再契約についても元受契約と同じ引受基準を適用しています。

4 約款

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者などの権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特別約款」・「特約条項」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書などにも具体的に記載されていますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特別約款・特約条項の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特別約款」、「特約条項」などに記載しております。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』^{※1}、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』^{※2}について記載し、お客さまへご説明しております。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しております。

※1 『契約概要』：商品の仕組み、主な支払事由・免責事由、特約、保険期間、保険金額、保険料、保険料の払込方法、満期返れい金・契約者配当金、解約返れい金など

※2 『注意喚起情報』：告知義務・通知義務等、責任開始期、主な免責事由、分割保険料の払込時期等、解約と解約返れい金など

5 保険料

1. 保険料の收受・返戻

お支払いいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款においても設けられています。

また、保険料分割払のご契約についても、定められた時期までに保険料のお払込みがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意ください必要があります。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料をご契約者にお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款をご確認ください。

積立保険では、満期を迎えられたご契約者に対して、契約時に定めた満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当金を計算してお支払いすることとしております。

2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次の3つのものがあります。

- ①「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（基準料率といいます。地震保険、自動車損害賠償責任保険）。
- ②損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です。）を基礎とし、会員である各損害保険会社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分の保険料率です。）を合わせて、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率（火災保険、自動車保険および傷害保険の大部分）。
- ③当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率（賠償責任保険、海上保険等）。

6 保険金のお支払い

保険金お支払いのしくみ

当社では、お客さまが事故に遭われた場合、親切なアドバイス、ご加入の保険契約によりお支払い可能な保険金等の丁寧なご案内、支払い漏れのない確実に迅速な保険金のお支払いを行なっていくことをお客さまサービスの大きな柱としています。

事故の発生から保険金のお支払いまでの流れは、保険の種類や事故の状況に応じて異なりますが、一般的にはつぎのとおりです。

①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要などを当社または代理店へご連絡いただきます。

②事故の受付とご契約内容の確認

お客さまからの事故のご連絡を受け付け、保険金のお支払いの対象となる事故であるか、保険料の領収がされているかなど、ご契約の内容・条件の確認を行ないます。

③事故の原因、損害状況等の調査

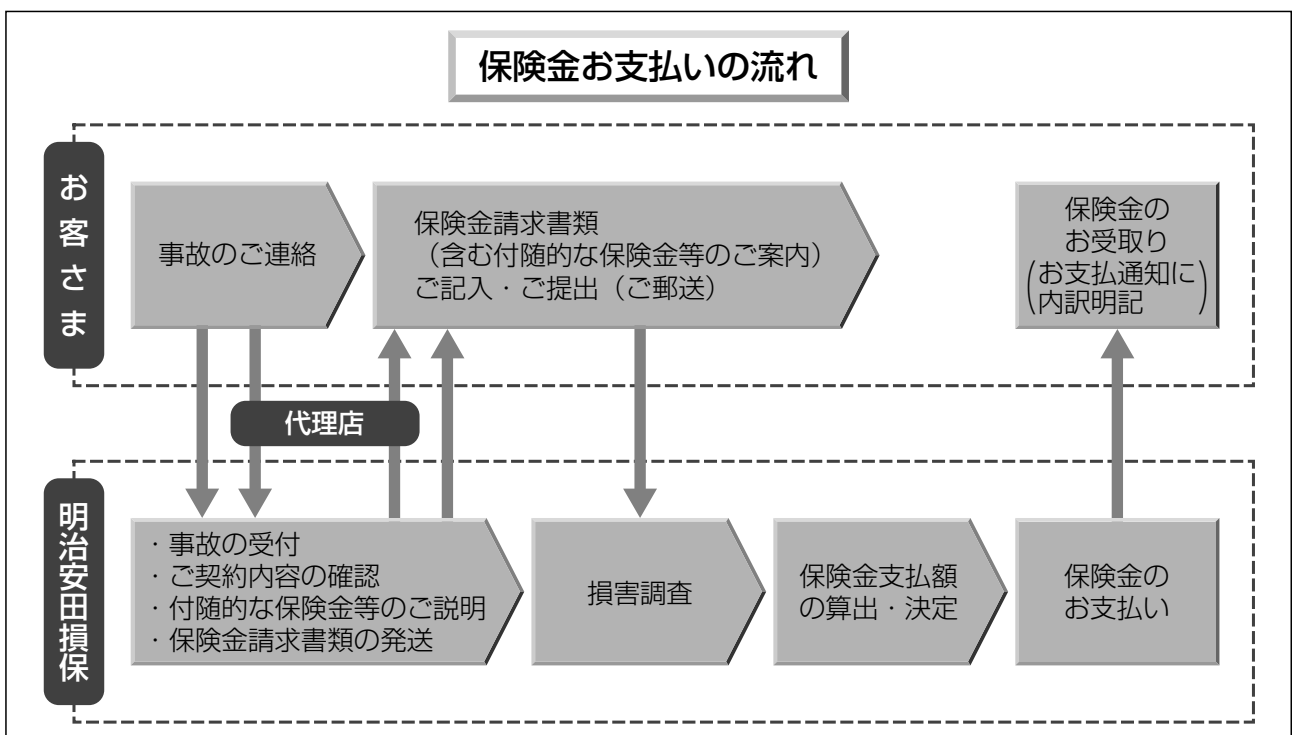
ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ない保険金支払責任の有無を判断します。事故の内容によっては、専門の鑑定人や調査機関により事故原因・損害状況の確認を行なう場合があります。

④支払保険金の算出とお支払い

上記の調査結果に基づき、保険金の額を算出しお支払いいたします。

主たる保険金に付随する保険金等についても、ご案内を行ない、お支払いに万全を期しております。また保険金請求書類等のご返送のないお客さまへは、定期的にご案内をすることで、ご請求漏れを防止するようにしております。

さらに、お支払い内容につきましては、お支払いする保険金の明細内容を、お支払通知にてご案内しております。



なお昨年、付随的な保険金の支払い漏れにより、お客さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、付随的な保険金等の支払い漏れの追加支払いに万全を尽くすことはもちろんのこと、保険証券に付随的な保険金の解説別紙を添付してご案内するなど、今後の再発防止に向けた体制整備を進めております。

また、お客さまへは、当社ホームページ (<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) にて付随的な保険金等についてのご説明を行なうとともに、本件に関する専用照会窓口を設置し、お客さまからのお申し出等に迅速・的確に対応するよう努めております。

お客さま専用お問い合わせ窓口

〔フリーダイヤル〕 0120-588-924

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

7 保険募集

1. 保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、①損害保険会社の役員・使用人、②損害保険代理店（以下、「代理店」といいます）またはその役員・使用人によって行なわれます（現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです）。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結や媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約にあたっては、当社または当社の代理店にお申込みいただきます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただきます。お引き受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときには、保険金をお支払いできないことがございます。

●クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行なうことができます。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はご契約者にお返しいたします。

- ・ご契約を申込みの日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、クーリング・オフを行なうことができます。
- ・クーリング・オフされる場合には、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社あてに郵送にてご通知ください。

2. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供するなど、お客さまと保険会社を結ぶ重要な役割を担っています。

<代理店の業務内容>

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- ・ 保険契約の締結
- ・ 保険契約の変更・解除等のお申し出の受付
- ・ 保険料の領収または返還
- ・ 保険料領収証の発行および交付ならびに保険証券の交付
- ・ 保険の目的の調査
- ・ 保険契約の維持・管理に関連する事項
- ・ 保険契約の締結の媒介
- ・ 保険契約の満期更改業務 等

●損害保険代理店制度について

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、平成13年4月より各損害保険会社が独自の制度を設けています。

当社においては、代理店の業務遂行状況や販売実績、資格取得状況等を重視した評価体系とするなど、代理店の資質の向上等を促進し、お客さまへ質の高いサービスをお届けできるよう努めております。

3. 代理店登録

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「保険会社の役員および使用人」と「損害保険代理店もしくはその役員、使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、金融庁長官に登録することが義務づけられています。また、代理店の役員もしくは使用人として保険の募集に従事する者は、金融庁長官に届け出る必要があります。

4. 代理店教育

当社の代理店教育は、お客さまの様々なニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を主眼としています。

お客さま保護の観点から適正な販売が行なわれるよう留意し、担当者による代理店への直接指導やハンドブック等の配付などを通じ、商品知識、販売知識に加え、コンプライアンスに関する幅広い教育を行なっております。

5. 代理店数

平成18年3月31日現在、当社の代理店は818店です。

6. 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「明治安田損害保険の販売・サービス方針」を策定しております。

明治安田損害保険の販売・サービス方針

〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めてまいります。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守（コンプライアンス）を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めてまいります。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心がけてまいります。また、商品をおすすめする際には、お客さまに商品内容についての重要事項を十分にご理解いただけるよう「重要事項説明書」等を用いてご説明いたします。
2. きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めてまいります。
3. 商品をおすすめする際には、お客様の立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めてまいります。
4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、厳格かつ適正な取り扱いを行なってまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払いについて「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
6. 適正な販売を確保するとともにお客さまサービスの向上を図るため、社内体制の整備と販売にあたる者の教育・研修に努めてまいります。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、それを商品開発や保険販売に活かしてまいります。

1 内部統制環境の整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務であります。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にできる会社」となるよう、内部統制の充実に努めております。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事する全ての職員・役員により実行される、法令等の遵守（コンプライアンス）、リスクの抽出と対応（リスク管理）、財務報告の信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、平成18年4月に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置いたしました。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応、内部管理自己点検の運営に関わる事項等について検討しております。このうち、内部統制システムの基本方針については、会社法施行に伴う保険業法改正をふまえ、平成18年5月1日に制定いたしました。

当社では、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施してまいります。

2 リスク管理体制

○リスク管理方針

損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が経営の重要課題となっております。

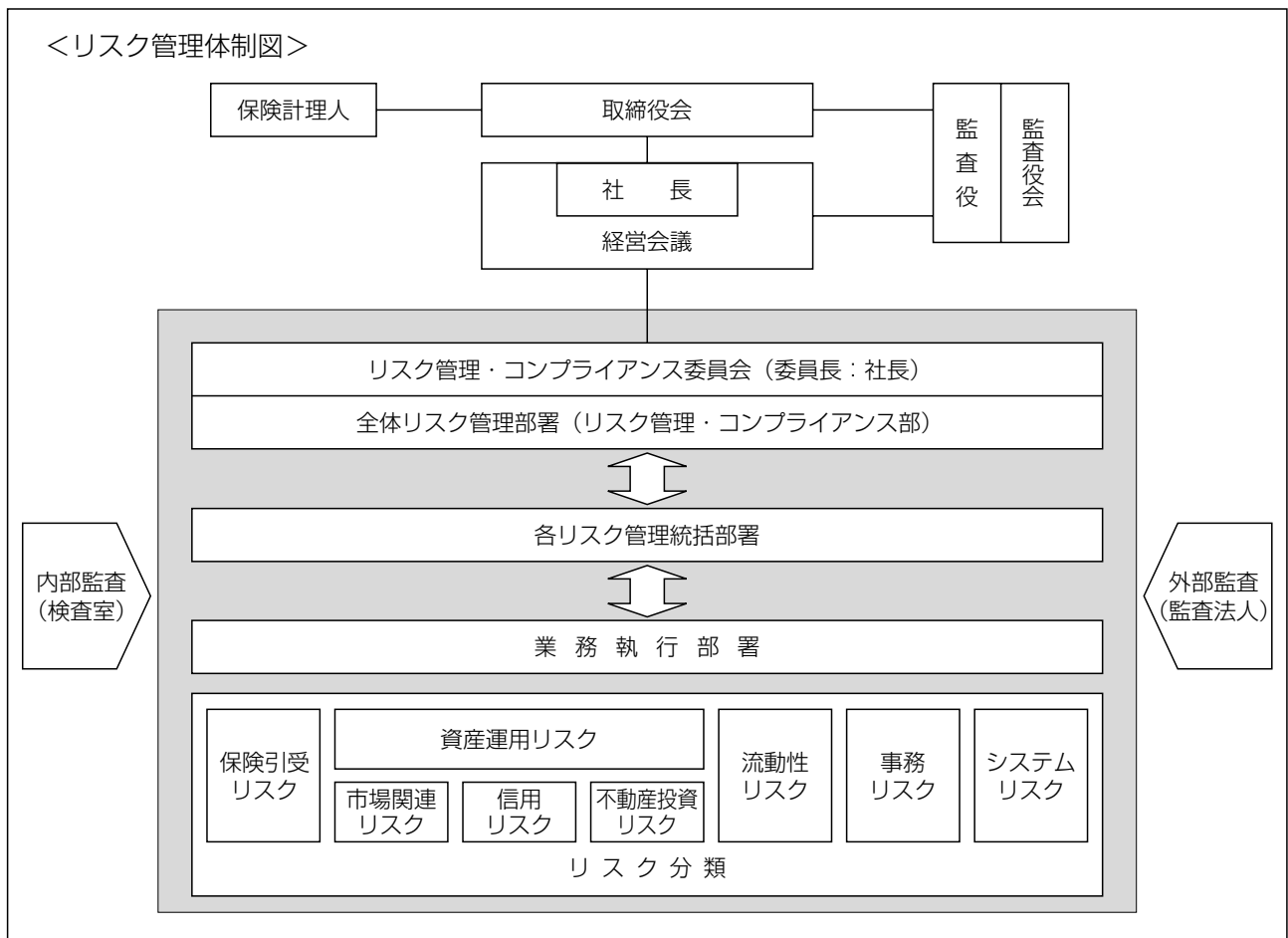
こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを経営の最重要課題と位置づけ、各種リスクを分類・体系化しコントロール可能な範囲とするための体制を構築し、強化に努めております。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

○リスク管理体制

当社では、各種リスクに対し統括部署を定め管理するとともに、リスク全般を統括管理する組織として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理へ向けた検討を行なっております。

また、取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しております。

なお、平成17年4月1日合併の当社では、合併に係るシステム統合リスクへの各種対応策を講じてまいりました結果、システム統合に関連する不具合な諸事象の発生はありませんでした。引き続き、リスク管理体制の整備・強化を行ない、事務・システムリスクを中心としたさまざまなリスクの状況監視とコントロールに努めてまいります。



○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

(1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえて、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。併せて、保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

●再保険の方針

出再については、お引き受けした契約に係るリスクを調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法によるリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施しています。

受再については、原則として日本国内のリスクに限定し、リスクを精査して慎重な判断の下に引受を行なっています。

(注) 再保険のしくみについては、P.22を参照ください。

(2) 資産運用リスク

①市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・株価・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

市場関連リスクの管理にあたっては、運用資産の残高・含み損益状況を一元的に把握するとともに、適宜、投資上限額やロス・カット・ルールを設定する仕組みを設け、損失を一定範囲に収めるよう努めています。また、バリュー・アット・リスク法によるリスク量の計測を行なうなど、分析の精緻化を行なっています。

②信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとに厳正に信用リスクを分析・審査を行なったうえ、高額の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で慎重に検討のうえ、決裁を行ない、投融資を実施しています。また、個別信用供与先の適切な管理のため、信用供与先の信用力について把握・分析を継続的に行ない、適切なリスク管理に努めています。

③不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、①市況の変化等を要因とする不動産価値の減少、②地域の衰退、不動産の競争力低下等による賃料等収益の減少、③賃借不動産に係る預託金の返還遅延等が生じることにより損失を被るリスクです。

当社では、土地含み損益、利回り、賃料・空室率および預託金の保全状況等を的確に把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のため、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、新契約、解約、満期等の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

●資産・負債の総合的管理について

積立保険等の保険負債について、当社ではその特性に即した安定的な資産運用がはかられるよう、資産・負債の総合的管理に努めております。具体的には、主たる投資対象である公社債を中心に、金利リスク、信用リスク、償還バランス等を随時把握・管理し、資産運用リスクを一定範囲にコントロールするとともに、将来キャッシュフローの分析を実施しております。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、会社または顧客・取引先が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ルール等に関するマニュアル等の整備を行なうとともに、所属部署における自己点検や検査室による内部検査等を通じ、事務の改善、事務水準の向上に努めています。また、総合的に事務リスクの低減を促進する趣旨から、「事務リスク管理部会」を設置し、検討を行なっています。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、ならびに不正使用等に起因して会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）や安全対策基準等を定め、リスクの低減に努めています。

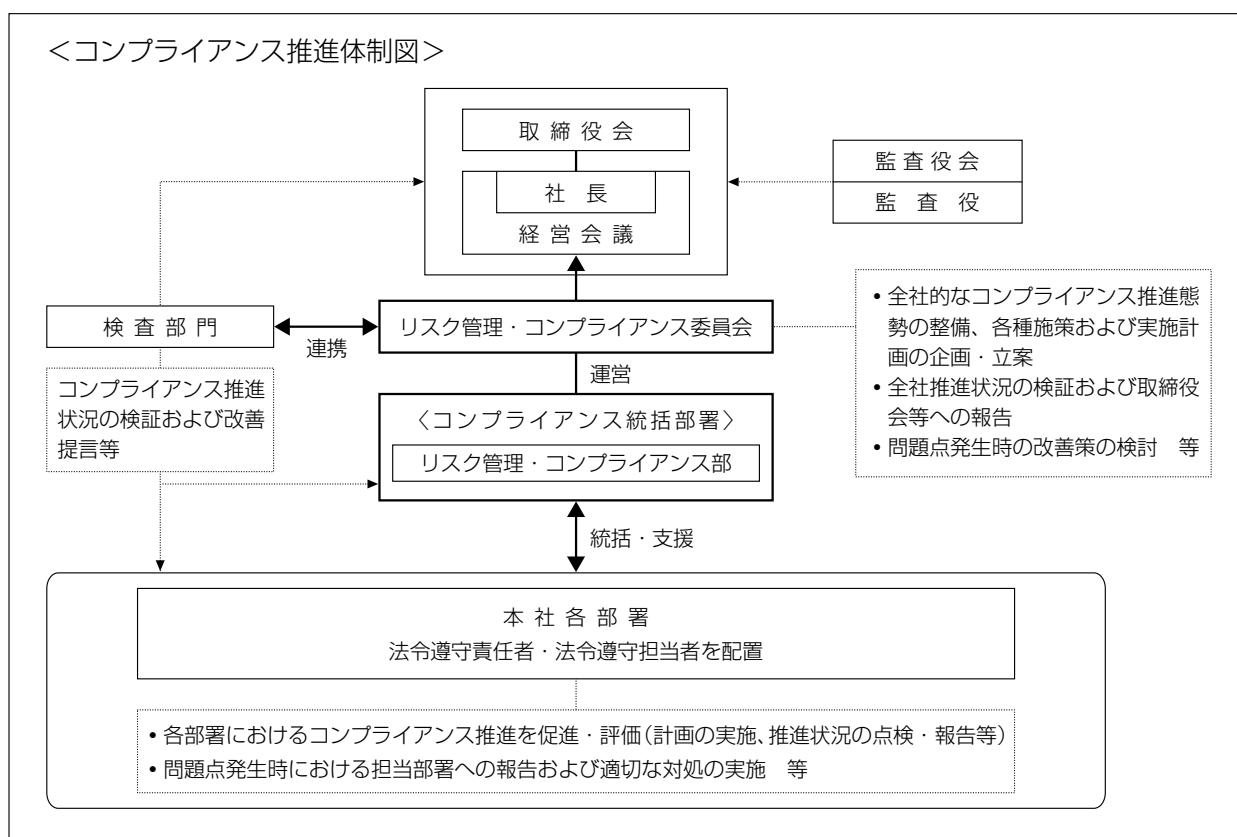
また、広域災害などによるコンピュータシステム停止時における対応計画（コンティンジェンシープラン）を策定し、不測事態に対処できるよう体制整備を行なっています。

3 法令等遵守体制

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本に位置づけております。

そして、法令等遵守に関する実行計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社をあげての取組みを推進しております。

この法令等遵守への取組みは、「リスク管理・コンプライアンス委員会」が統括管理し、その取組み状況を定期的に経営会議および取締役会に報告して、全役職員の法令等遵守意識の浸透を図っております。



具体的な取組み内容は以下のとおりです。

1. 行動憲章及び職務遂行基本ルール of 策定

当社ではコンプライアンスを推進するため、コンプライアンスに関する企業行動の基本方針として「行動憲章」を、役職員の行動指針・遵守基準として「職務遂行基本ルール」を策定しております。具体的には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものであります。

「行動憲章」および「職務遂行基本ルール」の項目はつぎのとおりであります。

1. 法令等の遵守
2. 公正かつ自由な競争
3. 適正な保険募集とお客さまサービス
4. 健全かつ適切な資産運用
5. お客さまに関する情報の厳正管理
6. 経営情報の開示
7. 人権の尊重
8. 良好な職場環境の維持
9. 反社会的勢力への対応
10. 違反行為の防止

2. コンプライアンス・マニュアルの策定等

当社の法令等遵守に関する基本方針および運営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、社内徹底を図ることにより、法令等遵守を重視する企業風土の醸成に努めております。

●保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関するマニュアルを作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底しております。また、適正な商品販売をお客さまにお約束するものとして「明治安田損害保険の販売・サービス方針」を公表しております。

3. 社外・社内の監査・検査体制

■社外の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条、同法第305条の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか社外の監査として、法令に基づく会計監査人（あずさ監査法人）の会計監査を受けています。

■社内の監査・検査体制

当社では社内の監査・検査体制として、監査役が行なう監査と、内部監査部門による社内検査があります。各部門の内部管理態勢などについての、適切性・有効性・効率性等を検証し、問題点の指摘・改善に向けた提言を行なう内部監査部門として、検査室を設置しています。

検査室は、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢など内部統制機能の発揮状況に重点をおいた検査および保有資産の健全性確保のための資産自己査定に対する監査等を実施しています。また、各部門は内部管理の一環として定期的に自己点検を実施しており、自己点検の実施状況についても、検査時に検証しています。検査の対象は、本社各部門および事務委託会社としております。

検査・監査結果については、問題点の指摘および改善提言を行ない、各部門にフィードバックするとともに、定期的に経営陣に報告しています。また、指摘事項に対する改善計画および改善状況について各部門から報告を求め、改善状況のフォローアップを実施しています。

4. 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその他関連法令・ガイドラインや（社）日本損害保険協会の策定する「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢の整備に取り組んでおります。具体的には、当社の「個人情報保護に関する基本方針」として、「個人情報保護宣言」および「個人情報保護方針」を定めるとともに、当社ホームページでこれを開示しております。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を行なうなど、全社的な取り組みを推進しております。

個人情報保護宣言

- 当社は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。
- 当社は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他の関連法令・ガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに当社「個人情報保護方針」等を遵守するとともに、継続的な個人情報の管理態勢の整備に努めます。
- 当社は、個人情報の取扱いが適正に行なわれるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行なわれるよう取り組んでまいります。

個人情報保護方針

1. 個人情報の定義

個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるものをいいます。

2. 個人情報の種類

保険契約のお引き受け等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等を収集させていただきます。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提出をお願いする場合があります。

3. 個人情報の収集方法

主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を収集させていただきます。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報を収集させていただく場合があります。お客さまの情報を収集するにあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。

4. 個人情報の利用目的

お客さまからの情報は、必要に応じ、以下の目的のために利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

※利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

5. 個人情報の提供

お客さまからの情報を外部に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく提供いたしません。

- ・法令により必要とされる場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合

- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合（注1～注4）
- ・その他特定の者と共同で利用する場合

当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得た上で、第三者に個人データを提供することがあります。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

（注1）当社は、保険契約のお引き受け又は保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては、（社）日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）または損害保険料率算出機構のホームページ（<http://www.nlro.or.jp/>）をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

（社）日本損害保険協会

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1467

（受付時間 9時～17時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/>

損害保険料率算出機構

所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

電話：03-3233-4141

（受付時間 9時～17時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.nlro.or.jp/>

（注2）当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車に係る自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険の契約期間が満了していると思われるご契約者に対し継続契約の締結確認はかきを出状するため、自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては同省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/>）をご覧ください。

共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所、証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別、車体番号、標識番号または車両番号

（注3）当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、（社）日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、（社）日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

（注4）共同利用を行なう場合における、明治安田生命グループ会社につきましては、明治安田生命保険相互会社のホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

6. 情報の開示・訂正等

お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

7. 情報の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。また、当社では情報管理に係る事項を推進する部門として「リスク管理・コンプライアンス部」を設置するとともに、当社内に「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設け、全社横断的に、お客さまに関する情報の保護に向けた取り組みを推進しております。

8. センシティブ情報のお取扱い

当社は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行ないません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

個人情報の開示、訂正等のご請求

「情報の開示、訂正等」のご請求は、下記 当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の申請書等をご用意いただいたうえで手続きを行なうこととしており、特別の理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

なお、個人情報保護法に基づくご請求の場合などは、回答にあたりまして手数料を徴収させていただく場合がございます。

当社お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、苦情等は、下記までお問い合わせください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

電話：03-3257-3120

(受付時間 9時～17時 土日祝祭日および年末年始を除く)

認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である（社）日本損害保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

(社)日本損害保険協会 生活サービス部 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1470

(受付時間 9時～17時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/>

1 平成17年度の事業概況

○経営環境

平成17年度の日本経済は、年度前半は設備投資の緩やかな増加など、企業部門の好調さが持続しており、世界経済の着実な回復に伴って景気回復は底堅く推移いたしました。年度後半におきましては、消費者マインドが改善し、所得が緩やかに増加するなど、国内民間需要に支えられ景気回復が続きました。加えて、雇用情勢の改善が続いたことから、個人消費も堅調に推移するなど、内需が牽引する形で景気回復基調が続きました。

損害保険業界におきましては、こうした経済状況のもと、人口の高齢化の進展等を反映して医療分野へ消費者の関心が高まり第三分野商品が好調であったこと、平成16年度に多発した地震により地震保険ニーズが高まったことなどから、保険料収入が増加いたしました。一方で、過去にお支払いした保険金について付随的な保険金の支払い漏れが判明し、多数の会社に対して金融庁から業務改善命令が発せられました。

当社におきましても、調査の結果、一部のお客さまへご案内が漏れ、付随的な保険金の支払い漏れが判明しました。お客さまへお詫びを申しあげ、追加お支払いの手続きを速やかに実施するとともに、照会窓口を設置するなどしてお客さまからのお問い合わせへの対応に努めてまいりました。

また、当社では、上記に関連して金融庁から受けた行政処分を厳粛に受け止め、お客さまや社会の信頼回復を図るべく、保険金支払状況に係るチェック機能の強化やお客さまへのご案内資料の改訂等、再発防止に向けた取組みを進めるとともに、年度経営計画の見直し・修正を行ないました。具体的には、①当社はお客さまからの信頼の上に成り立っていることを再認識したうえで、経営目標に「お客さま信頼度に係る指標」を新たに設けること、②「業務改善の確実な実行」と「リスク管理・コンプライアンス」を最優先実施事項に位置付けました。

こうした取組みを通じて、いっそう「お客さまを大切にできる会社」となるよう努力を重ねてまいります。

○内部管理態勢の強化

内部管理面においては、内部監査等の独立性を確保するため、内部監査部門の担当役員の見直し等を行なうとともに、内部監査業務を強化するため、内部監査部門へ保険金支払事務に精通した要員を増員しました。コンプライアンスへの取組みとしては、「個人情報保護に関する法律」が平成17年4月1日から完全施行されたことをふまえ、個人情報管理態勢のさらなる整備・強化に努めてまいりました。

また、付随的な保険金の支払い漏れを再発させないため、速やかに組織改正を行ないました。具体的には、付随的な保険金の支払い漏れの未然防止策の実施状況の確認、さらなる実効性のある未然防止策の立案等を行なうための組織を新設いたしました。

今後、保険金支払態勢の再整備のみならず、経営管理の全般にわたり、内部管理態勢の改善・強化をはかるべく、徹底した取組みを行なってまいります。

○営業の経過

このような環境・情勢の中、当社は、平成17年4月1日より、安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社（以下、「旧両社」といいます。）との合併により「明治安田損害保険株式会社」として新たなスタートをきりました。新会社は、親会社である明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）の生命保険事業とのシナジー効果をいっそう発揮すべく、その事業領域を法人のお客さま向けの傷害保険、火災保険ならびにその他新種保険の分野において、特色ある付加価値の高い保険サービスをご提供していくことを目指しております。

なお、合併にあたりまして、旧両社が協調してシステム統合リスクへの各種対策を講じてきた結果、システム統合に関連する不具合な事象の発生はなく、順調に新会社業務運営態勢への移行をはかることができました。

平成17年度は、合併初年度であることから、「経営基盤の確立・発展期」と位置づけ、旧両社がこれまで培ってきた独自のノウハウを継承、発展させ、お客さまニーズに対応した独自のビジネスモデルを拡充することにより、お客さまから高く評価される企業への成長を期するべく、各種の取組みを進めてまいりました。

営業面では、明治安田生命との業務の代理（損害保険募集業務を委託）を基軸とし、法人マーケットにおける販売推進体制の強化に取り組み、企業・団体のお客さまにとっての利便性の向上と業務の効率化の併進に努めてまいりました。

商品・サービス面では、当社の特長である、企業・団体のお客さまの福利厚生制度をサポートする傷害保険等の福利厚生制度関連商品、ならびに企業の経営に係る諸リスクへの解決策（ソリューション）をご提案する取引信用保険や会社役員賠償保険（D&O保険）等のリスクソリューション商品の拡充に取り組んでまいりました。特に福利厚生制度関連商品では、労働災害総合保険において、平成17年6月より業務外補償費用担保特約等の新特約を新設するなど、補償内容の充実をはかりました。

損害サービス面につきましては、付随的な保険金の支払い漏れに関する調査、未然防止策の策定等を行なうとともに、合併を前に旧両社において収束させた自動車保険等で保険事故に見舞われたお客さまを含めて、引き続き万全な対応を行なうよう努めてまいります。

○営業の成果

以上のような取組みを行なった結果、平成17年度の営業の成果は次のとおりであります。

なお、当社は、合併前に自動車保険および個人契約の取扱いを収束させるなど、合併前後において業容を変更しております。当期における営業の成果は、これをふまえた状況となっております。

損益につきましては、保険引受収益が160億33百万円、資産運用収益が11億57百万円となり、経常収益は172億3百万円となりました。

一方、保険引受費用が112億34百万円、資産運用費用が1億21百万円、営業費及び一般管理費が49億42百万円となり、経常費用は163億3百万円となりました。この結果、経常利益は9億0百万円となりました。

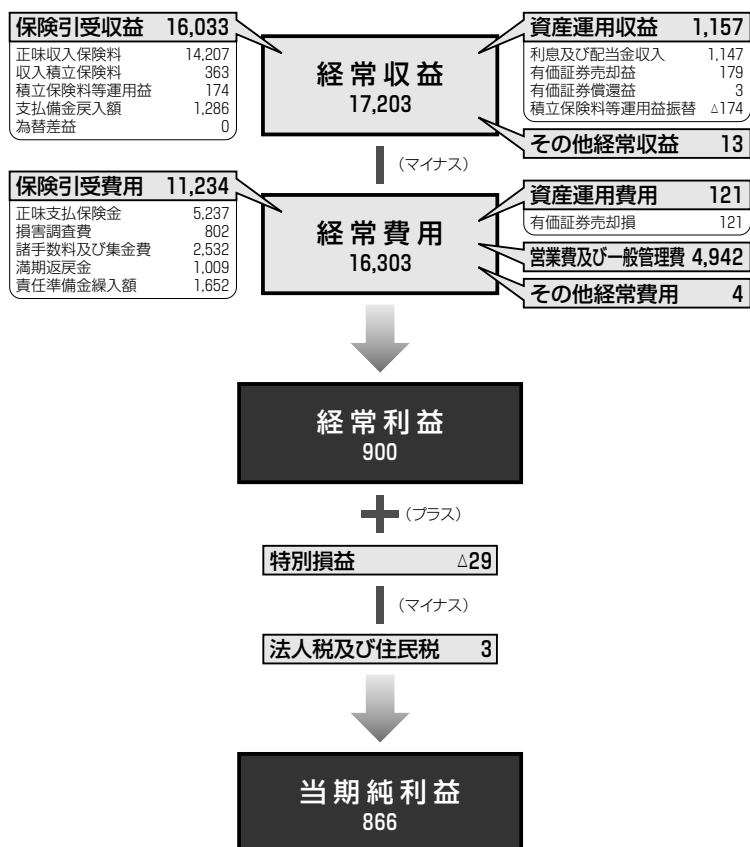
経常利益に特別損益ならびに法人税及び住民税を加減した当期純利益は8億66百万円となりました。

引受けの概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は142億7百万円となり、保険引受費用のうち正味支払保険金は52億37百万円となった結果、正味損害率は42.5%となりました。また保険引受に係る営業費及び一般管理費については48億26百万円となった結果、正味事業費率は51.8%となりました。これらに積立保険料等運用益、支払備金戻入額、責任準備金繰入額などを加減し、保険引受損失は23百万円となりました。

<決算のながれ>

(単位:百万円)



主な保険種目の状況は次のとおりであります。

火災保険：正味収入保険料は7億19百万円となりました。正味支払保険金は3億3百万円で、正味損害率は50.3%であります。

傷害保険：正味収入保険料は106億18百万円となりました。正味支払保険金は19億72百万円で、正味損害率は22.5%であります。

その他の保険：その他の保険は、自動車損害賠償責任保険、労働者災害補償責任保険、賠償責任保険などが主なものであります。その他の保険の正味収入保険料は28億69百万円となりました。

資産運用の概況は次のとおりであります。

平成18年3月31日現在の総資産は969億13百万円となりました。このうち運用資産は922億35百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は95.2%であります。資産の主な内訳は、国債・地方債671億80百万円、社債81億24百万円、預貯金118億26百万円、貸付金4億88百万円、その他の証券5億4百万円などであります。

資産運用面では、中期的な安定収益確保を目的に公社債を中心とする運用を行なった結果、利息及び配当金収入は11億47百万円となりました。

○対処すべき課題

当社は、今期に発生した付随的な保険金の支払い漏れに関し、金融庁に提出した業務改善計画に基づき、引き続き付随的な保険金の支払い漏れに関する再調査を行ない、平成18年6月までに完了させるとともに、再発防止策の実効性の強化ならびに経営管理態勢・内部管理態勢のさらなる改善・強化を図ってまいります。また、付随的な保険金の支払い漏れに関するお客さまからのご照会等には継続して誠意をもって対応してまいります。

さらには、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」等をふまえ、お客さまからのお申し出等を当社の業務改善に反映させるなど、お客さま視点を徹底してまいること、お客さまサービスのいっそうの充実に努め、お客さまからの信頼にお応えしてまいる所存であります。

平成18年5月1日施行の会社法への対応等におきましても、保険事業の公共性、損害保険会社としての社会的責任を認識し、真にお客さまから信認される損害保険会社に相応しい内部統制システムの整備・構築等を行なってまいる所存であります。

2 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）

（単位：百万円）

項目	年度				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	旧安田ライフ損保				明治安田損保
正味収入保険料 （対前期増減率）	16,006 (15.1%)	16,046 (0.3%)	14,637 (△8.8%)	10,965 (△25.1%)	14,207 (△15.0%)
経常収益	16,772	16,753	16,342	12,833	17,203
経常利益	600	2,120	1,758	2,470	900
当期純利益	541	1,900	1,734	1,355	866
資本金 （発行済株式総数）	22,000 (40万株)	22,000 (40万株)	22,000 (40万株)	22,000 (40万株)	52,000 (40万株)
純資産額	26,174	28,512	29,733	31,179	68,009
総資産額 （うち積立勘定）	41,624 (2,006)	44,247 (1,499)	43,833 (1,031)	44,601 (960)	96,913 (7,632)
責任準備金残高	10,560	10,748	9,863	9,117	22,158
貸付金残高	29	21	14	12	488
有価証券残高	35,255	33,939	33,509	33,923	75,913
ソルベンシー・マージン比率	3,247.1%	3,362.6%	3,651.5%	3,891.6%	4,510.6%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	193名	228名	201名	73名	120名

（注）当社は、平成17年4月1日付けで旧安田ライフ損害保険株式会社と旧明治損害保険株式会社が合併し、発足しています。平成17年度の対前期増減率については、平成16年度の旧安田ライフ損害保険株式会社と旧明治損害保険株式会社両社の計数の合算値による増減率を記載しています。

(単位：百万円)

項目	年度			
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	旧明治損保			
正味収入保険料 (対前期増減率)	17,328 (7.5%)	20,105 (16.0%)	19,144 (△4.8%)	5,752 (△70.0%)
経常収益	21,118	31,719	28,277	15,049
経常利益	△1,716	1,408	5,574	1,415
当期純利益	△6,927	1,115	5,535	795
資本金 (発行済株式総数)	30,000 (50万株)	30,000 (50万株)	30,000 (50万株)	30,000 (50万株)
純資産額	32,710	32,689	36,065	37,089
総資産額 (うち積立勘定)	70,886 (20,116)	63,273 (13,871)	60,451 (8,200)	53,172 (7,296)
責任準備金残高	29,521	21,323	17,247	11,388
貸付金残高	2,033	1,176	1,049	795
有価証券残高	53,516	46,725	48,233	43,368
ソルベンシー・マージン比率	2,543.7%	2,651.9%	2,990.4%	3,317.4%
配当性向	—	—	—	—
従業員数	204名	202名	197名	105名

3 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

1. 保険料・一人当たり保険料

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保 金 額 (構成比)(%)
火 災		2,451 (7.3)	842 (5.8)	1,608 (8.4)	680 (4.1)	137 (1.3)	542 (9.4)	719 (5.1)
海 上		65 (0.2)	24 (0.2)	41 (0.2)	64 (0.4)	21 (0.2)	43 (0.8)	58 (0.4)
傷 害		10,051 (29.8)	8,400 (57.4)	1,651 (8.6)	10,138 (60.6)	9,289 (84.7)	848 (14.7)	10,618 (74.7)
自 動 車		17,543 (51.9)	4,126 (28.2)	13,416 (70.1)	2,901 (17.4)	601 (5.5)	2,300 (40.0)	△7 (△0.1)
自動車損害賠償責任		1,548 (4.6)	706 (4.8)	841 (4.4)	1,446 (8.7)	659 (6.0)	786 (13.7)	1,266 (8.9)
そ の 他		2,122 (6.3)	537 (3.7)	1,585 (8.3)	1,487 (8.9)	256 (2.3)	1,231 (21.4)	1,551 (10.9)
合 計		33,782 (100.0)	14,637 (100.0)	19,144 (100.0)	16,717 (100.0)	10,965 (100.0)	5,752 (100.0)	14,207 (100.0)

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

② 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保 金 額 (構成比)(%)
火 災		4,143 (11.7)	1,230 (8.3)	2,913 (14.1)	1,496 (8.6)	268 (2.5)	1,227 (18.6)	1,244 (8.5)
海 上		7 (0.0)	— (—)	7 (0.0)	6 (0.0)	— (—)	6 (0.1)	8 (0.1)
傷 害		10,538 (29.7)	8,769 (59.4)	1,768 (8.6)	10,596 (60.7)	9,632 (88.8)	963 (14.6)	11,011 (75.4)
自 動 車		17,868 (50.4)	4,217 (28.6)	13,650 (66.0)	3,101 (17.8)	679 (6.3)	2,421 (36.7)	△0 (△0.0)
自動車損害賠償責任		△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	— (—)	△0 (△0.0)
そ の 他		2,868 (8.1)	539 (3.7)	2,328 (11.3)	2,246 (12.9)	263 (2.4)	1,982 (30.0)	2,342 (16.0)
合 計		35,426 (100.0)	14,756 (100.0)	20,669 (100.0)	17,446 (100.0)	10,844 (100.0)	6,602 (100.0)	14,606 (100.0)
	うち収入積立保険料	993 (2.8)	92 (0.6)	900 (4.4)	519 (3.0)	53 (0.5)	466 (7.1)	363 (2.5)
	従業員一人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	89	73	104	98	148	62	121

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です。(積立保険の積立保険料部分を含みます。)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料) = $\frac{\text{元受正味保険料 (含む収入積立保険料)}}{\text{従業員数}}$

2. 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

①受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
								金 額 (構成比)(%)
火 災		78 (3.7)	29 (3.3)	48 (4.0)	76 (4.1)	26 (3.3)	50 (4.8)	70 (4.5)
海 上		63 (3.0)	25 (2.8)	37 (3.2)	62 (3.4)	21 (2.7)	40 (3.9)	55 (3.5)
傷 害		2 (0.1)	— (—)	2 (0.2)	0 (0.0)	— (—)	0 (0.1)	0 (0.0)
自 動 車		76 (3.6)	9 (1.1)	66 (5.6)	39 (2.1)	4 (0.5)	35 (3.4)	7 (0.5)
自動車損害賠償責任		1,548 (73.5)	706 (77.8)	841 (70.2)	1,446 (78.2)	659 (82.1)	786 (75.2)	1,266 (80.4)
そ の 他		338 (16.1)	136 (15.1)	201 (16.8)	224 (12.1)	91 (11.4)	133 (12.7)	175 (11.1)
合 計		2,106 (100.0)	907 (100.0)	1,198 (100.0)	1,849 (100.0)	803 (100.0)	1,046 (100.0)	1,574 (100.0)

②支払再保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
								金 額 (構成比)(%)
火 災		779 (28.3)	325 (34.8)	454 (24.9)	373 (18.2)	104 (16.7)	269 (18.8)	233 (14.5)
海 上		5 (0.2)	1 (0.1)	3 (0.2)	4 (0.2)	0 (0.1)	3 (0.3)	4 (0.3)
傷 害		489 (17.7)	369 (39.5)	119 (6.6)	459 (22.3)	342 (54.4)	116 (8.2)	392 (24.4)
自 動 車		401 (14.6)	100 (10.7)	301 (16.5)	239 (11.6)	82 (13.1)	156 (11.0)	14 (0.9)
自動車損害賠償責任		△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	△0 (△0.0)	— (—)	△0 (△0.0)
そ の 他		1,082 (39.2)	139 (14.9)	943 (51.8)	981 (47.7)	98 (15.7)	882 (61.8)	965 (59.9)
合 計		2,757 (100.0)	935 (100.0)	1,822 (100.0)	2,058 (100.0)	629 (100.0)	1,429 (100.0)	1,610 (100.0)

3. 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
火 災		732	136	596	531	77	454	467
海 上		9	4	4	10	4	5	10
傷 害		18	10	7	15	13	1	19
自 動 車		79	35	44	13	6	7	0
自動車損害賠償責任		22	10	12	30	13	16	29
そ の 他		34	2	31	36	10	25	20
合 計		896	199	696	638	126	512	546

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額を表示しています。

4. 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

①正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計		旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計		明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)				金 額 (構成比)(%)		
火 災		680 (4.4)	167 (3.2)	512 (5.0)	906 (8.3)	224 (6.0)	681 (9.5)	303 (5.8)
海 上		57 (0.4)	19 (0.4)	38 (0.4)	32 (0.3)	13 (0.4)	19 (0.3)	34 (0.7)
傷 害		1,882 (12.1)	1,502 (28.5)	380 (3.7)	1,866 (17.0)	1,515 (40.3)	350 (4.9)	1,972 (37.7)
自 動 車		11,389 (73.0)	3,059 (58.0)	8,330 (80.7)	6,558 (59.9)	1,427 (38.0)	5,130 (71.3)	1,339 (25.6)
自動車損害賠償責任		766 (4.9)	337 (6.4)	429 (4.2)	1,065 (9.7)	479 (12.7)	585 (8.1)	1,250 (23.9)
そ の 他		821 (5.3)	187 (3.5)	634 (6.1)	525 (4.8)	101 (2.7)	424 (5.9)	337 (6.4)
合 計		15,598 (100.0)	5,272 (100.0)	10,326 (100.0)	10,955 (100.0)	3,762 (100.0)	7,193 (100.0)	5,237 (100.0)

(注) 正味支払保険金は、元受・受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものです。

②元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計		旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計		明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)				金 額 (構成比)(%)		
火 災		727 (4.8)	188 (3.8)	538 (5.3)	1,031 (10.0)	300 (8.9)	731 (10.5)	333 (8.1)
海 上		3 (0.0)	— (—)	3 (0.0)	0 (0.0)	— (—)	0 (0.0)	0 (0.0)
傷 害		1,900 (12.6)	1,518 (30.3)	382 (3.8)	1,891 (18.3)	1,538 (45.7)	353 (5.1)	2,004 (48.6)
自 動 車		11,588 (76.6)	3,121 (62.3)	8,466 (83.6)	6,845 (66.2)	1,428 (42.4)	5,417 (77.6)	1,446 (35.1)
自動車損害賠償責任		3 (0.0)	3 (0.1)	— (—)	1 (0.0)	1 (0.1)	— (—)	0 (0.0)
そ の 他		912 (6.0)	181 (3.6)	730 (7.2)	576 (5.6)	100 (3.0)	475 (6.8)	340 (8.2)
合 計		15,136 (100.0)	5,013 (100.0)	10,122 (100.0)	10,347 (100.0)	3,368 (100.0)	6,978 (100.0)	4,125 (100.0)

5. 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

①受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
								金 額 (構成比)(%)
火 災		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)
海 上		70 (7.6)	22 (5.9)	47 (8.7)	32 (2.9)	13 (2.8)	18 (2.9)	36 (2.4)
傷 害		1 (0.1)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
自 動 車		37 (4.0)	3 (0.9)	33 (6.2)	28 (2.5)	2 (0.6)	25 (4.0)	18 (1.2)
自動車損害賠償責任		766 (83.0)	337 (88.3)	429 (79.2)	1,065 (93.0)	479 (95.8)	585 (90.8)	1,250 (82.9)
そ の 他		48 (5.3)	17 (4.6)	31 (5.8)	17 (1.5)	4 (0.8)	13 (2.1)	201 (13.4)
合 計		924 (100.0)	381 (100.0)	542 (100.0)	1,145 (100.0)	500 (100.0)	645 (100.0)	1,507 (100.0)

②回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計 金 額 (構成比)(%)	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
								金 額 (構成比)(%)
火 災		47 (10.3)	21 (17.2)	26 (7.7)	125 (23.4)	75 (70.5)	50 (11.7)	31 (7.9)
海 上		16 (3.5)	3 (2.7)	12 (3.7)	0 (0.1)	0 (0.1)	0 (0.1)	1 (0.4)
傷 害		19 (4.2)	16 (13.7)	2 (0.7)	25 (4.8)	22 (21.4)	2 (0.6)	32 (8.2)
自 動 車		235 (51.0)	65 (53.3)	169 (50.1)	315 (58.7)	3 (3.0)	312 (72.5)	125 (31.8)
自動車損害賠償責任		3 (0.9)	3 (3.2)	— (—)	1 (0.3)	1 (1.6)	— (—)	0 (0.1)
そ の 他		139 (30.2)	12 (9.8)	127 (37.6)	68 (12.7)	3 (3.3)	64 (15.0)	204 (51.7)
合 計		462 (100.0)	123 (100.0)	338 (100.0)	537 (100.0)	107 (100.0)	430 (100.0)	395 (100.0)

6. 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
保 險 引 受 収 益		40,205	15,926	24,278	26,841	12,429	14,412	16,033
保 險 引 受 費 用		29,867	10,215	19,652	18,145	6,982	11,162	11,234
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		6,389	3,525	2,864	5,456	3,185	2,270	4,826
そ の 他 収 支		9	6	3	5	3	2	3
保 險 引 受 利 益		3,957	2,192	1,765	3,245	2,265	980	△23

(注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の平成15年度旧安田ライフ損保3,544百万円、旧明治損保2,977百万円、平成16年度旧安田ライフ損保3,213百万円、旧明治損保2,382百万円、平成17年度4,942百万円のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
火 災		575	234	341	388	301	86	△723
海 上		6	9	△3	△3	9	△13	9
傷 害		2,024	1,695	328	2,100	1,653	446	1,344
自 動 車		480	37	443	256	88	167	△449
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		869	215	654	504	211	293	△204
合 計		3,957	2,192	1,765	3,245	2,265	980	△23

7. 公共債の窓販実績

該当事項ありません。

(2) 保険契約に関する指標

1. 契約者配当

積立保険（貯蓄型保険）では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約毎に契約者配当金を計算してお支払いいたします。

なお、平成17年度に満期を迎えられたご契約につきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、契約者配当金はございませんでした。

2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成17年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	50.3	96.7	147.0
海 上	59.0	44.8	103.8
傷 害	22.5	46.6	69.0
自 動 車	—	—	—
自動車損害賠償責任	98.9	3.7	102.6
そ の 他	25.5	96.0	121.5
合 計	42.5	51.8	94.3

- (注) 1. 正味損害率 = $\frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$
 2. 正味事業費率 = $\frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}}$
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成17年度		
	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	34.6	73.2	107.8
海 上	41.1	39.8	81.0
傷 害	23.8	46.9	70.7
自 動 車	2,168.7	623.5	2,792.1
そ の 他	26.3	64.8	91.1
合 計	28.5	52.8	81.3

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = $\frac{\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$
 3. 事業費率 = $\frac{\text{支払諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	年 度	平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
国 内 契 約		100.0	100.0	100.0
海 外 契 約		—	0.0	0.0

- (注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

5. 出再を行った再保険者の数

出再保険会社の数
13

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

6. 出再保険料の上位5社の割合

出再保険料のうち 上位5社の出再先に集中している割合(%)
78.3

7. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ 不明・BB以下)	合計
出再保険料における、格付ごとの割合	100%	0%	0%	100%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)の格付を使用しています。

8. 未収再保険金の額

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度
		2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
① 年度開始時の未収再保険金		41	3	37	48	8	39	75
② 当該年度に回収できる事由が発生した額		443	104	338	503	102	400	383
③ 当該年度回収等		436	100	335	475	95	380	351
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金		48	8	39	75	15	60	106

(注) 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

(3) 経理に関する指標

1. 保険契約準備金

① 支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
火 災		71	118	62	118	137
海 上		8	11	12	18	21
傷 害		1,229	360	1,278	171	1,630
自 動 車		1,546	4,513	867	2,549	2,105
自動車損害賠償責任		159	196	210	254	457
そ の 他		125	414	81	311	298
合 計		3,141	5,615	2,514	3,423	4,650

② 責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
火 災		2,759	10,321	2,202	8,685	10,797
海 上		26	21	20	18	36
傷 害		3,984	975	4,449	555	6,767
自 動 車		1,873	3,761	1,282	11	1,285
自動車損害賠償責任		730	845	880	1,013	1,929
そ の 他		489	1,321	282	1,102	1,340
合 計		9,863	17,247	9,117	11,388	22,158

2. 責任準備金積立水準

区 分		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	該当ありません	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

①平成17年度

(単位：百万円)

区分	平成16年度末 残高	旧明治損保 からの引継額	平成17年度 増加額	平成17年度減少額		平成17年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	3	0	3	0	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金	1	—	0	—	—	2
賞与引当金	42	64	126	106	—	126
価格変動準備金	6	8	15	—	—	30
合計	54	73	141	109	0	159

(注) 平成16年度末残高は旧安田ライフ損保の数値です。

②平成16年度(旧安田ライフ損保)

(単位：百万円)

区分	平成15年度末残高	平成16年度 増加額	平成16年度減少額		平成16年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	1	1	0	3
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	14	0	13	—	1
賞与引当金	101	42	101	—	42
価格変動準備金	6	6	6	—	6
合計	125	50	122	—	54

③平成16年度(旧明治損保)

(単位：百万円)

区分	平成15年度末残高	平成16年度 増加額	平成16年度減少額		平成16年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	0	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	127	64	127	—	64
価格変動準備金	34	8	34	—	8
合計	162	73	162	—	73

4. 貸付金償却の額

該当事項ありません。

5. 資本金等明細表

①平成17年度

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末 残高	旧明治損保 からの引継額	平成17年度 増加額	平成17年度 減少額	平成17年度末 残高
資 本 金		22,000	30,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普 通 株 式	(400,000株) 22,000	(—) 30,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
	(資本準備金) 株式払込剰余金	3,055	5,674	—	—	8,730
資本準備金及び その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	—
	合 計	3,055	5,674	—	—	8,730
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—

(注) 平成16年度末残高は旧安田ライフ損保の数値です。

②平成16年度 (旧安田ライフ損保)

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末残高	平成16年度 増加額	平成16年度 減少額	平成16年度末 残高
資 本 金		22,000	—	—	22,000
うち既発行株式	普 通 株 式	(400,000株) 22,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 22,000
	(資本準備金) 株式払込剰余金	3,055	—	—	3,055
資本準備金及び その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合 計	3,055	—	—	3,055
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

③平成16年度 (旧明治損保)

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末残高	平成16年度 増加額	平成16年度 減少額	平成16年度末 残高
資 本 金		30,000	—	—	30,000
うち既発行株式	普 通 株 式	(500,000株) 30,000	(—) —	(—) —	(500,000株) 30,000
	(資本準備金) 株式払込剰余金	20,000	—	14,325	5,674
資本準備金及び その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合 計	20,000	—	14,325	5,674
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

6. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	125百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額2百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

7. 事業費の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成15年度			平成16年度			平成17年度
	2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	2社計	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
人 件 費	4,115	2,079	2,036	3,448	1,512	1,935	1,749
物 件 費	5,299	2,977	2,322	4,691	2,693	1,998	3,756
税金・拠出金等	422	139	282	239	93	146	239
計	9,837	5,196	4,641	8,380	4,299	4,080	5,745
(損 害 調 査 費)	(3,315)	(1,652)	(1,663)	(2,783)	(1,086)	(1,697)	(802)
(営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)	(6,522)	(3,544)	(2,977)	(5,596)	(3,213)	(2,382)	(4,942)
諸手数料及び集金費	5,974	2,720	3,253	2,902	2,018	884	2,532
事 業 費 合 計	15,811	7,916	7,895	11,282	6,317	4,964	8,277

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

8. 売買目的有価証券運用損益

該当事項ありません。

9. 有価証券売却益

(単位：百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
国 債 等	11	33	0	1	179
株 式	—	3,321	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—
合 計	11	3,355	0	1	179

10. 有価証券売却損

(単位：百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
国 債 等	—	70	—	86	121
株 式	—	—	165	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—
合 計	—	70	165	86	121

11. 有価証券評価損

(単位：百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
国 債 等	—	—	—	—	—
株 式	824	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—
合 計	824	—	—	—	—

12. 減価償却費明細表

①平成17年度

(単位：百万円)

区 分	取得原価	平成17年度 償却額	償却累計額	平成17年度末 残高	償却累計率(%)
建 物	2,568	96	1,156	1,412	45.0
(営 業 用)	(1,596)	(60)	(718)	(878)	(45.0)
(賃 貸 用)	(972)	(36)	(437)	(534)	(45.0)
動 産	292	23	242	50	82.7
合 計	2,861	120	1,398	1,463	48.9

②平成16年度(旧安田ライフ損保)

(単位：百万円)

区 分	取得原価	平成16年度 償却額	償却累計額	平成16年度末 残高	償却累計率(%)
建 物	—	3	—	—	—
(営 業 用)	(—)	(3)	(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
動 産	51	14	33	17	65.4
合 計	51	17	33	17	65.4

③平成16年度(旧明治損保)

(単位：百万円)

区 分	取得原価	平成16年度 償却額	償却累計額	平成16年度末 残高	償却累計率(%)
建 物	2,533	103	1,059	1,473	41.8
(営 業 用)	(1,560)	(63)	(652)	(908)	(41.8)
(賃 貸 用)	(972)	(39)	(406)	(565)	(41.8)
動 産	244	11	195	48	80.1
合 計	2,777	115	1,255	1,522	45.2

13. 不動産・動産の処分損益

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度				平成16年度				平成17年度	
		旧安田ライフ損保		旧明治損保		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不 動 産	—	8	—	—	—	121	—	130	—	14	
	—	1	—	2	—	17	—	48	—	0	
合 計	—	10	—	2	—	138	—	178	—	14	

(4) 資産運用に関する指標

1. 資産運用方針

○運用環境

国内株式は、IT関連分野の在庫調整や原油価格の高騰を要因とした国内景気の持続的な拡大に対する不透明感から年度当初は一進一退の動きを続けていましたが、過剰設備・雇用の解消などを背景に民間需要を牽引役とした国内景気の回復基調が継続し、夏場以降は企業業績回復期待を受けて株価は上昇に転じました。

国内長期金利は、過剰流動性を背景に1.1%台まで低下しましたが、国内景気の持続的な回復やデフレ脱却への期待を背景にした日銀の量的緩和政策解除の思惑から、夏場以降は上昇に転じました。コアCPIがプラスに転換したことを受けて、3月に日銀の量的緩和政策が解除されると、長期金利は1.8%台まで上昇しました。

○資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・流動性に留意しつつ、公社債、貸付金を中心とする円金利資産ポートフォリオの構築を目指し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。

また、資産運用に係るリスクにつきましては、信用リスク管理の高度化を推進するとともに、金利リスクを中心とした市場関連リスクの把握・分析、資産の自己査定の厳正な実施等を通じて、積立勘定資産を含めた総合的なリスク管理体制の整備・拡充をはかり、資産の健全性の維持に努めております。

○運用実績の概要

平成18年3月31日現在の総資産は969億13百万円、運用資産は922億35百万円で、総資産に対する運用資産の比率は95.2%となっております。

資産の配分につきましては、安定収益確保の観点から、国債、地方債、事業債等を中心とする円金利資産への重点配分を実施いたしました結果、資産の主な内訳は、公社債77.7%、貸付金0.5%、土地・建物4.1%となりました。また、利息および配当金収入は11億47百万円、運用資産利回り（インカム利回り）は1.25%となりました。

2. 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
現 金		1	—	1	—	0
預 貯 金		7,508	2,167	7,741	2,596	11,826
(郵便振替)		(1)	(—)	(9)	(—)	(5)
(当座預金)		(—)	(29)	(—)	(20)	(119)
(普通預金)		(7,507)	(2,138)	(7,731)	(2,576)	(11,701)
(通知預金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(定期預金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(譲渡性預金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		7,510	2,167	7,742	2,596	11,826

3. 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)
総 資 産		43,833 (100.0)	60,451 (100.0)	44,601 (100.0)	53,172 (100.0)	96,913 (100.0)
運 用 資 産		41,081 (93.7)	55,690 (92.1)	41,676 (93.4)	50,828 (95.6)	92,235 (95.2)
運 用 資 産 内 訳	預 貯 金	7,508 (17.1)	2,167 (3.6)	7,741 (17.4)	2,596 (4.9)	11,826 (12.2)
	コ ー ル ロ ー ン	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	買 現 先 勘 定	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	債券貸借取引支払保証金	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	買入金銭債権	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	商品有価証券	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	金 銭 の 信 託	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	有 価 証 券	33,509 (76.4)	48,233 (79.8)	33,923 (76.1)	43,368 (81.6)	75,913 (78.3)
	う ち 株 式	255 (0.6)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0.0)
	貸 付 金	14 (0.0)	1,049 (1.7)	12 (0.0)	795 (1.5)	488 (0.5)
	土 地 ・ 建 物	48 (0.1)	4,239 (7.0)	— (—)	4,067 (7.6)	4,006 (4.1)

4. 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
	収入金額 (利回り)(%)	収入金額 (利回り)(%)	収入金額 (利回り)(%)	収入金額 (利回り)(%)	収入金額 (利回り)(%)
預 貯 金	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
コ ー ル ロ ー ン	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
買 現 先 勘 定	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
債券貸借取引支払保証金	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
買 入 金 銭 債 権	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0.03)
商 品 有 価 証 券	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
金 銭 の 信 託	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
有 価 証 券	430 (1.35)	610 (1.33)	437 (1.26)	586 (1.31)	980 (1.32)
貸 付 金	0 (4.09)	19 (1.83)	0 (3.69)	17 (1.80)	12 (1.82)
土 地 ・ 建 物	— (0.00)	147 (3.40)	— (0.00)	151 (3.59)	150 (3.69)
小 計	431 (1.06)	778 (1.41)	438 (1.06)	755 (1.44)	1,144 (1.25)
地震保険運用益等	1 (—)	1 (—)	1 (—)	2 (—)	3 (—)
合 計	432 (—)	780 (—)	439 (—)	757 (—)	1,147 (—)

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高の合計額を12で除したものとしています。
ただし、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権は各月平均残高を12で除したものとしています。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り（インカム利回り）のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示いたしております。

①資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

②（参考）時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、P.58の項目5、P.59の項目6を参照ください。

5. 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成15年度		平成16年度		平成16年度		平成17年度			
	旧安田ライフ損保		旧明治損保		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)
	利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)	
預 貯 金	0	8,825	0	3,892	0	6,365	0	2,533	0	10,376
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-	
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-	
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-	
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1,933
	-		-		-		-		0.03	
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-	
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-	
有 価 証 券	△382	31,912	3,895	46,079	272	34,782	501	44,878	1,043	74,570
	△1.20		8.45		0.78		1.12		1.40	
公 社 債	420	29,183	569	45,069	423	33,918	499	44,778	1,029	73,944
	1.44		1.26		1.25		1.12		1.39	
株 式	△824	1,011	3,323	910	△165	63	-	-	-	0
	△81.52		365.14		△259.13		-		0.00	
外 国 証 券	-	-	1	99	-	-	1	99	1	99
	-		1.92		-		1.91		1.92	
そ の 他 の 証 券	21	1,717	-	-	14	800	-	-	11	525
	1.24		-		1.83		-		2.12	
貸 付 金	0	20	19	1,085	0	16	17	962	12	665
	4.09		1.83		3.69		1.80		1.82	
土 地 ・ 建 物	-	53	147	4,354	-	44	151	4,225	150	4,079
	0.00		3.40		0.00		3.59		3.69	
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-	
そ の 他	-	-	1	-	-	-	2	-	3	-
	-		-		-		-		-	
合 計	△381	40,812	4,065	55,411	273	41,208	672	52,599	1,209	91,625
	△0.94		7.34		0.66		1.28		1.32	

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) = $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高の合計額を12で除したものとしています。
ただし、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権は各月平均残高を12で除したものとしています。

6. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	年度		平成15年度				平成16年度				平成17年度	
			旧安田ライフ損保		旧明治損保		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)
	利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)		利回り (%)	
預 貯 金	0	8,825	0	3,892	0	6,365	0	2,533	0	10,376	0.00	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1,933	-	0.03
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	△1,186	33,501	513	50,072	415	35,568	859	45,490	△722	76,468	△3.54	1.03
公 社 債	△374	30,751	△511	46,756	569	34,690	857	45,383	△725	75,826	△1.22	△1.09
株 式	△824	1,011	1,026	3,206	△165	63	-	-	-	0	△81.52	32.02
外 国 証 券	-	-	△1	109	-	-	2	106	△1	106	-	△1.16
そ の 他 の 証 券	12	1,739	-	-	11	813	-	-	4	535	0.72	-
貸 付 金	0	20	19	1,085	0	16	17	962	12	665	4.09	1.83
土 地 ・ 建 物	-	53	147	4,354	-	44	151	4,225	150	4,079	0.00	3.40
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	1	-	-	-	2	-	3	-	-	-
合 計	△1,185	42,401	683	59,405	415	41,994	1,030	53,211	△555	93,523	△2.80	1.15
												0.99
												1.94
												△0.59

(注) 時価総合利回り = $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額}^* - \text{前期末評価差額}^*) + \text{繰延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額}^* + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$

* 税効果控除前の金額による

7. 海外投融資残高及び利回り

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末					
		旧安田ライフ損保		旧明治損保		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
		残高	構成比(%)	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	—	—	106	100.0	—	—	106	100.0	103	100.0
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	円貨建資産計	—	—	106	100.0	—	—	106	100.0	103	100.0
合 計		—	—	106	100.0	—	—	106	100.0	103	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	—		1.92%		—		1.91%		1.92%	
	資産運用利回り (実現利回り)	—		1.92%		—		1.91%		1.92%	
	(参考) 時価総合利回り	—		△1.16%		—		1.97%		△1.60%	

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = $\frac{\text{海外投融資に係る利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$

2. 資産運用利回り(実現利回り) = $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$

3. 時価総合利回り = $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額} * - \text{前期末評価差額} *) + \text{繰延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} * + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$

* 税効果控除前の金額による

8. 商品有価証券

該当事項ありません。

9. 保有有価証券

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)	金額 (構成比)(%)
国	債	18,966 (56.6)	36,302 (75.3)	22,733 (67.0)	32,078 (74.0)	59,685 (78.6)
地 方	債	8,140 (24.3)	3,980 (8.3)	6,026 (17.8)	3,895 (9.0)	7,494 (9.9)
社	債	5,333 (15.9)	7,843 (16.3)	4,352 (12.8)	7,288 (16.8)	8,124 (10.7)
株	式	255 (0.8)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0.0)
外 国	証 券	— (—)	106 (0.2)	— (—)	106 (0.2)	103 (0.1)
そ の 他 の	証 券	813 (2.4)	— (—)	810 (2.4)	— (—)	504 (0.7)
合	計	33,509 (100.0)	48,233 (100.0)	33,923 (100.0)	43,368 (100.0)	75,913 (100.0)

10. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	年 度	平成15年度				平成16年度				平成17年度	
		旧安田ライフ損保		旧明治損保		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
		運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)
		(参考) 時価総合利回り		(参考) 時価総合利回り		(参考) 時価総合利回り		(参考) 時価総合利回り		(参考) 時価総合利回り	
公 社	債	1.40	1.44	1.35	1.26	1.25	1.25	1.31	1.12	1.31	1.39
		△1.22		△1.09		1.64		1.89		△0.96	
株	式	0.00	△81.52	0.22	365.14	0.00	△259.13	—	—	0.00	0.00
		△81.52		32.02		△259.13		—		0.00	
外 国	証 券	—	—	1.92	1.92	—	—	1.91	1.91	1.92	1.92
		—		△1.16		—		1.97		△1.60	
そ の 他 の	証 券	1.24	1.24	—	—	1.83	1.83	—	—	1.44	2.12
		0.72		—		1.40		—		0.92	
合	計	1.35	△1.20	1.33	8.45	1.26	0.78	1.31	1.12	1.32	1.40
		△3.54		1.03		1.17		1.89		△0.94	

(注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、及び「社債」を指しています。

$$2. \text{運用資産利回り(インカム利回り)} = \frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$$

$$3. \text{資産運用利回り(実現利回り)} = \frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$$

$$4. \text{時価総合利回り} = \frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用} + (\text{当期末評価差額} * - \text{前期末評価差額} *) + \text{繰延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} * + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$$

* 税効果控除前の金額による

11. 有価証券残存期間別残高

①平成17年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
国 債	34,893	5,167	7,112	8,117	3,433	961	59,685
地 方 債	750	4,396	2,346	1	—	—	7,494
社 債	2,634	2,978	1,334	384	792	—	8,124
株 式	—	—	—	—	—	1	1
外国証券	—	—	103	—	—	—	103
(公社債)	(—)	(—)	(103)	(—)	(—)	(—)	(103)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	503	—	—	—	0	504
合 計	38,278	13,046	10,897	8,502	4,225	963	75,913

②平成16年度末 (旧安田ライフ損保)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
国 債	5,557	3,410	5,466	5,739	2,560	—	22,733
地 方 債	—	1,367	2,456	2,202	—	—	6,026
社 債	103	2,323	1,800	—	—	125	4,352
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	303	506	—	—	—	0	810
合 計	5,963	7,608	9,724	7,941	2,560	125	33,923

③平成16年度末 (旧明治損保)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
国 債	1,669	5,560	9,122	9,448	6,279	—	32,078
地 方 債	391	3,172	329	1	—	—	3,895
社 債	2,112	1,572	2,764	838	—	—	7,288
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	106	—	—	—	106
(公社債)	(—)	(—)	(106)	(—)	(—)	(—)	(106)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,173	10,305	12,322	10,287	6,279	—	43,368

12. 業種別保有株式

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		旧明治損保		平成16年度末		旧明治損保		平成17年度末		明治安田損保	
	株数 (株)	金額 構成比(%)	株数 (株)	金額 構成比(%)	株数 (株)	金額 構成比(%)	株数 (株)	金額 構成比(%)	株数 (株)	金額 構成比(%)	株数 (株)	金額 構成比(%)
金融保険業	10,000	255 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	10	1 100.0
合 計	10,000	255 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	10	1 100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
2. 銀行業及び保険業は金融保険業として記載しています。

13. 貸付金残存期間別残高

①平成17年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	18	440	—	—	—	30	488
合 計	18	440	—	—	—	30	488

(注) 残存期間1年以下の貸付金18百万円は保険料振替貸付、残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金30百万円は契約者貸付で、それ以外は国内企業向け貸付です。

②平成16年度末(旧安田ライフ損保)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	8	—	—	—	—	3	12
合 計	8	—	—	—	—	3	12

(注) 残存期間1年以下の貸付金8百万円は保険料振替貸付、残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金3百万円は契約者貸付となっています。

③平成16年度末(旧明治損保)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	11	760	—	—	—	24	795
合 計	11	760	—	—	—	24	795

(注) 残存期間1年以下の貸付金11百万円は保険料振替貸付、残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金24百万円は契約者貸付で、それ以外は国内企業向け貸付です。

14. 貸付金担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)
担 保 貸 付		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
有価証券担保貸付		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
不動産・動産・財団担保貸付		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
指名債権担保貸付		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
保 証 貸 付		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
信 用 貸 付		— (—)	1,000 (95.3)	— (—)	760 (95.5)	440 (90.0)
そ の 他		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
一 般 貸 付 計		— (—)	1,000 (95.3)	— (—)	760 (95.5)	440 (90.0)
うち劣後特約付貸付		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
約 款 貸 付 計		14 (100.0)	49 (4.7)	12 (100.0)	35 (4.5)	48 (10.0)
合 計		14 (100.0)	1,049 (100.0)	12 (100.0)	795 (100.0)	488 (100.0)

IV
主要な
開業
するに
事項

15. 貸付金用途別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)
設 備 資 金		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
運 転 資 金		— (—)	1,000 (100.0)	— (—)	760 (100.0)	440 (100.0)
合 計		— (—)	1,000 (100.0)	— (—)	760 (100.0)	440 (100.0)

16. 貸付金業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)
農 林 ・ 水 産 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
鉱 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
建 設 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
製 造 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
卸 ・ 小 売 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
金 融 ・ 保 険 業		— (—)	1,000 (95.3)	— (—)	760 (95.5)	440 (90.0)
不 動 産 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
情 報 通 信 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
運 輸 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
電気・ガス・水道・熱供給業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
サ ー ビ ス 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
そ の 他		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
うち個人住宅・消費者ローン		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
小 計		— (—)	1,000 (95.3)	— (—)	760 (95.5)	440 (90.0)
公 共 団 体		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
公 社 ・ 公 団		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
約 款 貸 付		14 (100.0)	49 (4.7)	12 (100.0)	35 (4.5)	48 (10.0)
合 計		14 (100.0)	1,049 (100.0)	12 (100.0)	795 (100.0)	488 (100.0)

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 貸付金企業規模別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)
大 企 業		— (—)	1,000 (100.0)	— (—)	760 (100.0)	440 (100.0)
中 堅 企 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
中 小 企 業		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
そ の 他		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
一 般 貸 付 計		— (—)	1,000 (100.0)	— (—)	760 (100.0)	440 (100.0)

(注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、『1.の「大企業」及び『3.の「中小企業」』以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます（ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます）。

18. 貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
		金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)	金 額 (構成比)(%)
北 海 道		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
東 北		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
関 東		— (—)	1,000 (100.0)	— (—)	760 (100.0)	440 (100.0)
中 部		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
近 畿		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
中 国		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
四 国		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
九 州		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計		— (—)	1,000 (100.0)	— (—)	760 (100.0)	440 (100.0)

(注) 1. 保険約款貸付は含みません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

19. 不動産及び動産

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
土 地		—	2,593	—	2,593	2,593
(営 業 用)		(—)	(1,598)	(—)	(1,598)	(1,612)
(賃 貸 用)		(—)	(995)	(—)	(995)	(981)
建 物		48	1,646	—	1,473	1,412
(営 業 用)		(48)	(1,014)	(—)	(908)	(878)
(賃 貸 用)		(—)	(631)	(—)	(565)	(534)
建 設 仮 勘 定		—	—	—	—	—
(営 業 用)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
不 動 産 計		48	4,239	—	4,067	4,006
(営 業 用)		(48)	(2,612)	(—)	(2,506)	(2,490)
(賃 貸 用)		(—)	(1,627)	(—)	(1,560)	(1,515)
動 産		40	83	17	48	50
合 計		88	4,323	17	4,115	4,056

20. 支払承諾の残高内訳

該当事項ありません。

21. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項ありません。

22. 長期性資産

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
長 期 性 資 産		1,005	7,913	958	7,106	7,533

(注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

23. 公共関係投融资（新規引受ベース）

該当事項ありません。

24. 住宅関連融資

該当事項ありません。

25. その他資産

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
未 収 保 険 料	0	0	1	0	—
代 理 店 貸	750	295	962	277	1,317
共 同 保 険 貸	24	9	21	15	22
再 保 険 貸	17	45	11	50	109
外 国 再 保 険 貸	0	11	7	18	9
未 収 金	242	946	14	193	84
未 収 収 益	99	153	88	128	133
預 託 金	240	171	198	161	55
地 震 保 険 預 託 金	125	163	152	196	414
仮 払 金	275	1,009	186	407	255
未 収 還 付 法 人 税 等	—	—	—	—	223
ソ フ ト ウ ェ ア	935	1,803	1,264	811	2,000
そ の 他 の 資 産	—	67	—	33	—
合 計	2,711	4,676	2,908	2,294	4,627

IV
主
要
な
業
務
に
関
する
事
項

26. ローン金利

(単位：%)

貸 付 の 種 類	実 施 日 (上 段) / 利 率 (下 段)					
	平成17年 4月1日	平成17年 4月8日	平成17年 5月10日	平成17年 6月10日	平成17年 8月10日	平成17年 9月9日
一 般 貸 付 標 準 金 利 (長期プライムレート)	1.65	1.55	1.50	1.45	1.60	1.55
	平成17年 10月12日	平成17年 11月10日	平成17年 12月9日	平成18年 1月11日	平成18年 2月10日	平成18年 3月10日
	1.80	1.90	1.85	1.80	2.00	2.10

(5) 特別勘定に関する指標

該当事項ありません。

4 責任準備金の残高の内訳

①平成17年度

(単位：百万円)

種 目	区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火	災	2,620	651	7,451	74	10,797
海	上	23	13	—	—	36
傷	害	4,651	2,085	30	—	6,767
自 動 車		2	1,282	—	—	1,285
自動車損害賠償責任		1,929	—	—	—	1,929
そ の 他		698	635	6	0	1,340
合 計		9,925	4,668	7,488	74	22,158

②平成16年度（旧安田ライフ損保）

(単位：百万円)

種 目	区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火	災	1,137	105	949	9	2,202
海	上	14	5	—	—	20
傷	害	3,068	1,356	24	—	4,449
自 動 車		—	1,282	—	—	1,282
自動車損害賠償責任		880	—	—	—	880
そ の 他		158	123	—	—	282
合 計		5,260	2,874	973	9	9,117

③平成16年度（旧明治損保）

(単位：百万円)

種 目	区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火	災	1,540	54	7,031	58	8,685
海	上	12	6	—	—	18
傷	害	174	381	—	—	555
自 動 車		11	—	—	—	11
自動車損害賠償責任		1,013	—	—	—	1,013
そ の 他		632	453	5	11	1,102
合 計		3,385	895	7,036	70	11,388

1 計算書類

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		平成16年度 (平成17年3月31日現在)				平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
	2社計		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
	金額	構成比 ^(%)	金額	構成比 ^(%)	金額	構成比 ^(%)	金額	構成比 ^(%)
(資産の部)								
現金及び預貯金	10,339	10.57	7,742	17.36	2,596	4.88	11,826	12.20
現金	1		1		—		0	
預貯金	10,338		7,741		2,596		11,826	
有価証券	77,292	79.05	33,923	76.06	43,368	81.56	75,913	78.33
国債	54,812		22,733		32,078		59,685	
地方債	9,921		6,026		3,895		7,494	
社債	11,640		4,352		7,288		8,124	
株式	—		—		—		1	
外国証券	106		—		106		103	
その他の証券	810		810		—		504	
貸付金	808	0.83	12	0.03	795	1.50	488	0.50
保険約款貸付	48		12		35		48	
一般貸付	760		—		760		440	
不動産及び動産	4,133	4.23	17	0.04	4,115	7.74	4,056	4.19
土地	2,593		—		2,593		2,593	
建物	1,473		—		1,473		1,412	
動産	66		17		48		50	
その他資産	5,203	5.32	2,908	6.52	2,294	4.32	4,627	4.78
未収保険料	1		1		0		—	
代理店貸	1,239		962		277		1,317	
共同保険貸	37		21		15		22	
再保険貸	61		11		50		109	
外国再保険貸	25		7		18		9	
未収金	208		14		193		84	
未収収益	216		88		128		133	
預託金	359		198		161		55	
地震保険預託金	349		152		196		414	
仮払金	594		186		407		255	
未収還付法人税等	—		—		—		223	
ソフトウェア	2,076		1,264		811		2,000	
その他の資産	33		—		33		—	
貸倒引当金	△3	△0.00	△3	△0.01	△0	△0.00	△0	△0.00
資産の部合計	97,773	100.00	44,601	100.00	53,172	100.00	96,913	100.00

(単位：百万円)

科 目	年度		平成16年度 (平成17年3月31日現在)				平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
	2社計		旧安田ライフ損保		旧明治損保		明治安田損保	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)								
保険契約準備金	26,443	27.05	11,632	26.08	14,811	27.86	26,808	27.66
支払備金	5,937		2,514		3,423		4,650	
責任準備金	20,505		9,117		11,388		22,158	
その他負債	2,250	2.30	1,402	3.15	847	1.59	1,888	1.95
共同保険借	75		18		56		33	
再保険借	79		51		27		59	
外国再保険借	146		0		146		112	
未払法人税等	520		494		25		55	
預り金	146		—		146		136	
前受収益	3		—		3		1	
未払金	1,112		796		315		1,230	
仮受金	167		39		127		258	
退職給付引当金	1	0.00	1	0.00	—	—	2	0.00
賞与引当金	106	0.11	42	0.09	64	0.12	126	0.13
価格変動準備金	15	0.02	6	0.01	8	0.02	30	0.03
繰延税金負債	686	0.70	335	0.75	350	0.66	48	0.05
負債の部合計	29,503	30.18	13,421	30.09	16,082	30.25	28,903	29.82
(資本の部)								
資本金	52,000	53.18	22,000	49.33	30,000	56.42	52,000	53.66
資本剰余金	8,730	8.93	3,055	6.85	5,674	10.67	8,730	9.01
資本準備金	8,730		3,055		5,674		8,730	
利益剰余金	6,327	6.47	5,531	12.40	795	1.50	7,194	7.42
当期末処分利益	6,327		5,531		795		7,194	
当期純利益	2,151		1,355		795		866	
株式等評価差額金	1,211	1.24	592	1.33	619	1.16	84	0.09
資本の部合計	68,269	69.82	31,179	69.91	37,089	69.75	68,009	70.18
負債及び資本の部合計	97,773	100.00	44,601	100.00	53,172	100.00	96,913	100.00

- (注) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法により行っております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
- また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した検査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式により行っております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式により行っております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により行っております。
9. ソフトウェアの減価償却方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
10. 不動産及び動産の減価償却累計額は1,398百万円であります。
11. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は84百万円であります。
12. 支配株主に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は1,011百万円であります。
13. 貸借対照表に計上した動産のほか、複写機並びに印刷機及びシュレッダーの一部についてはリース契約により使用しております。
14. 繰延税金負債の総額は48百万円で、発生の原因は、その他有価証券に係る評価差額金であります。
15. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------------|----------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 5,685百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 1,492百万円 |
| 差引(イ) | 4,193百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) | 457百万円 |
| 計(イ+ロ) | 4,650百万円 |
- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 8,620百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 1,040百万円 |
| 差引(イ) | 7,580百万円 |
| その他の責任準備金(ロ) | 14,577百万円 |
| 計(イ+ロ) | 22,158百万円 |
16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成 16 年度 (平成 16 年 4 月 1 日から 平成 17 年 3 月 31 日まで)			平成 17 年度 (平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで)
		2 社計 金 額	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保 金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	27,883	12,833	15,049	17,203
	保 険 引 受 収 益	26,841	12,429	14,412	16,033
	正 味 収 入 保 険 料	16,717	10,965	5,752	14,207
	収 入 積 立 保 険 料	519	53	466	363
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	180	38	141	174
	支 払 備 金 戻 入 額	2,819	627	2,192	1,286
	責 任 準 備 金 戻 入 額	6,604	745	5,859	—
	為 替 差 益	—	—	—	0
	資 産 運 用 収 益	1,019	401	617	1,157
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,197	439	757	1,147
	有 価 証 券 売 却 益	2	0	1	179
	有 価 証 券 償 還 益	—	—	—	3
	積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△180	△38	△141	△174
	そ の 他 経 常 収 益	21	2	19	13
経 常 費 用 の 部	経 常 費 用	23,997	10,363	13,633	16,303
	保 険 引 受 費 用	18,145	6,982	11,162	11,234
	正 味 支 払 保 険 金	10,955	3,762	7,193	5,237
	損 害 調 査 費	2,783	1,086	1,697	802
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	2,902	2,018	884	2,532
	満 期 返 戻 金	1,503	115	1,387	1,009
	責 任 準 備 金 繰 入 額	—	—	—	1,652
	為 替 差 損	0	0	0	—
	そ の 他 保 険 引 受 費 用	0	0	0	—
	資 産 運 用 費 用	252	165	86	121
	有 価 証 券 売 却 損	252	165	86	121
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	5,596	3,213	2,382	4,942
	そ の 他 経 常 費 用	2	1	0	4
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1	1	0	—
貸 倒 損 失	0	0	—	—	
そ の 他 経 常 費 用	0	—	0	4	
経 常 利 益	3,886	2,470	1,415	900	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	25	0	25	0
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—	—	0
	価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	25	0	25	—
	特 別 損 失	1,257	636	620	29
	不 動 産 動 産 処 分 損	317	138	178	14
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	—	—	—	15
そ の 他 特 別 損 失	939	498	441	—	
税 引 前 当 期 純 利 益	2,654	1,833	821	870	
法 人 税 及 び 住 民 税	503	478	25	3	
当 期 純 利 益	2,151	1,355	795	866	
前 期 繰 越 利 益	4,176	4,176	—	5,531	
合 併 に よ る 未 処 分 利 益 受 入 額	—	—	—	795	
当 期 未 処 分 利 益	6,327	5,531	795	7,194	

(注) 1. 当期から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日)）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

2. 支配株主との取引による収益総額は 237 百万円、費用総額は 2,089 百万円であります。

3. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	15,818 百万円
支払再保険料	1,610 百万円

差 引 14,207 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,633 百万円
回収再保険金	395 百万円

差 引 5,237 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	2,740 百万円
出再保険手数料	207 百万円

差 引 2,532 百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く）	△ 1,447 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 167 百万円

差 引 (イ) △ 1,279 百万円

地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (□)	△ 7 百万円
-----------------------------------	---------

計 (イ+□) △ 1,286 百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	1,077 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△ 100 百万円

差 引 (イ) 1,178 百万円

その他の責任準備金繰入額 (□)	473 百万円
------------------	---------

計 (イ+□) 1,652 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	980 百万円
貸付金利息	12 百万円
不動産賃貸料	150 百万円
その他利息・配当金	4 百万円

計 1,147 百万円

4. 1 株当たりの当期純利益は、2,167 円 43 銭であります。

算定上の基礎である当期純利益および普通株式に係る当期純利益は 866 百万円、普通株式の期中平均株式数は 400 千株であります。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
資 産 の 部	現金及び預貯金	7,510	2,167	7,742	2,596	11,826
	有 価 証 券	33,509	48,233	33,923	43,368	75,913
	貸 付 金	14	1,049	12	795	488
	不動産及び動産	88	4,323	17	4,115	4,056
	そ の 他 資 産	2,711	4,676	2,908	2,294	4,627
	貸 倒 引 当 金	△1	—	△3	△0	△0
	資産の部合計	43,833	60,451	44,601	53,172	96,913
負 債 及 び 資 本 の 部	保険契約準備金	13,004	22,862	11,632	14,811	26,808
	そ の 他 負 債	687	1,140	1,402	847	1,888
	退職給付引当金	14	—	1	—	2
	賞 与 引 当 金	101	127	42	64	126
	価格変動準備金	6	34	6	8	30
	繰延税金負債	284	221	335	350	48
	負債の部合計	14,099	24,385	13,421	16,082	28,903
資 本 の 部	資 本 金	22,000	30,000	22,000	30,000	52,000
	資 本 剰 余 金	3,055	20,000	3,055	5,674	8,730
	利 益 剰 余 金 (当期純利益)	4,176 (1,734)	△14,325 (5,535)	5,531 (1,355)	795 (795)	7,194 (866)
	株式等評価差額金	501	390	592	619	84
	資本の部合計	29,733	36,065	31,179	37,089	68,009
負債及び資本の部合計	43,833	60,451	44,601	53,172	96,913	

4. 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
経 常	経 常 収 益	16,342	28,277	12,833	15,049	17,203
	保 険 引 受 収 益	15,926	24,278	12,429	14,412	16,033
	正 味 収 入 保 険 料	14,637	19,144	10,965	5,752	14,207
	収 入 積 立 保 険 料	92	900	53	466	363
	積立保険料等運用益	31	155	38	141	174
	支 払 備 金 戻 入 額	279	—	627	2,192	1,286
	責 任 準 備 金 戻 入 額	885	4,076	745	5,859	—
	為 替 差 益	0	0	—	—	0
	資 産 運 用 収 益	412	3,979	401	617	1,157
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	432	780	439	757	1,147
損 益 の 部	有 価 証 券 売 却 益	11	3,355	0	1	179
	有 価 証 券 償 還 益	—	—	—	—	3
	積立保険料等運用益振替	△31	△155	△38	△141	△174
	そ の 他 経 常 収 益	3	19	2	19	13
	経 常 費 用	14,583	22,702	10,363	13,633	16,303
	保 険 引 受 費 用	10,215	19,652	6,982	11,162	11,234
	正 味 支 払 保 険 金	5,272	10,326	3,762	7,193	5,237
	損 害 調 査 費	1,652	1,663	1,086	1,697	802
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	2,720	3,253	2,018	884	2,532
	満 期 返 戻 金	570	3,514	115	1,387	1,009
特 別 損 益 の 部	支 払 備 金 繰 入 額	—	895	—	—	—
	責 任 準 備 金 繰 入 額	—	—	—	—	1,652
	為 替 差 損	—	—	0	0	—
	そ の 他 保 険 引 受 費 用	—	—	0	0	—
	資 産 運 用 費 用	824	70	165	86	121
	有 価 証 券 売 却 損	—	70	165	86	121
	有 価 証 券 評 価 損	824	—	—	—	—
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	3,544	2,977	3,213	2,382	4,942
	そ の 他 経 常 費 用	0	1	1	0	4
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	—	1	0	—
貸 倒 損 失	—	—	0	—	—	
そ の 他 経 常 費 用	—	1	—	0	4	
経 常 利 益	1,758	5,574	2,470	1,415	900	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	10	—	0	25	0
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—	—	—	0
	価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	10	—	0	25	—
	特 別 損 失	10	11	636	620	29
	不 動 産 動 産 処 分 損	10	2	138	178	14
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	—	9	—	—	15
そ の 他 特 別 損 失	—	—	498	441	—	
税 引 前 当 期 純 利 益	1,759	5,562	1,833	821	870	
法 人 税 及 び 住 民 税	24	27	478	25	3	
当 期 純 利 益	1,734	5,535	1,355	795	866	
前 期 繰 越 利 益	2,441	△19,860	4,176	—	5,531	
合 併 に よ る 未 処 分 利 益 受 入 額	—	—	—	—	795	
当 期 未 処 分 利 益 (△は当期未処理損失)	4,176	△14,325	5,531	795	7,194	

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成 16 年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)		平成 17 年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
	2 社計 金 額	明治安田損保		金 額
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	2,654	1,833	821	870
減価償却費	1,300	385	914	1,135
支払備金の増加額	△2,819	△627	△2,192	△1,286
責任準備金の増加額	△6,604	△745	△5,859	1,652
貸倒引当金の増加額	1	1	0	△3
退職給付引当金の増加額	△12	△12	—	0
賞与引当金の増加額	△123	△59	△63	19
価格変動準備金の増加額	△25	△0	△25	15
利息及び配当金収入	△1,197	△439	△757	△1,151
有価証券関係損益	249	164	84	△58
不動産動産関係損益	285	107	178	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	723	△622	1,345	△522
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	125	264	△139	137
その他	441	—	441	—
小 計	△5,000	250	△5,250	809
利息及び配当金の受取額	1,713	718	995	1,387
法人税等の支払額	△54	△27	△27	△502
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,341	940	△4,281	1,694
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出	△5,792	△3,769	△2,023	△57,700
有価証券の売却・償還による収入	10,015	3,067	6,947	57,218
貸付けによる支出	△47	△6	△40	△33
貸付金の回収による収入	303	9	294	352
II ① 小 計	4,479	△699	5,178	△163
(I + II ①)	(1,137)	(241)	(896)	(1,531)
不動産及び動産の取得による支出	△11	△9	△2	△43
不動産及び動産の売却による収入	0	—	0	—
その他の	△465	—	△465	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,002	△708	4,711	△206
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	661	232	429	1,487
VI 現金及び現金同等物期首残高	9,677	7,510	2,167	7,742
VII 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—	—	2,596
VIII 現金及び現金同等物期末残高	10,339	7,742	2,596	11,826

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

6. 利益処分・1株当たり当期純利益等

(単位：百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
当期末処分利益 (△は当期末処理損失)	4,176	△14,325	5,531	明治損害保険株式会社は、平成17年4月1日を合併期日として、安田ライフ損害保険株式会社と合併し、解散会社であることから、利益処分はございません。	7,194
利益処分額 (損失処理額)	—	14,325	—		—
資本準備金取崩額	—	14,325	—		—
次期繰越利益	4,176	—	5,531		7,194
1株当たり配当額	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	(4,337円19銭)	(11,070円79銭)	(3,388円28銭)	(1,591円55銭)	(2,167円43銭)
配当性向	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

7. 1株当たり純資産額

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
1株当たり純資産額	74,333円83銭	72,130円70銭	77,948円80銭	74,179円65銭	170,023円76銭

8. 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
従業員一人当たり総資産	218	306	610	506	807

(注) 従業員一人当たり総資産 = $\frac{\text{総資産}}{\text{従業員数}}$

2 リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項ありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 16 年度		平成 17 年度
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		12	796	489
合 計		12	796	489

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
3. 要管理債権
3ヵ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（1.及び2.に掲げる債権を除く。）であります。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行なった貸付金（1.及び2.に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。））であります。
4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

5 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円、％）

	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)
	旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
(A) ソルベンシー・マージン総額	34,456	38,409	73,241
資本の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	30,587	36,470	67,924
価格変動準備金	6	8	30
異常危険準備金	3,027	1,091	5,084
一般貸倒引当金	—	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	835	872	119
土地の含み損益	—	△33	82
負債性資本調達手段等	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	—	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	1,770	2,315	3,247
一般保険リスク (R ₁)	907	1,017	1,284
予定利率リスク (R ₂)	0	4	5
資産運用リスク (R ₃)	401	571	936
経営管理リスク (R ₄)	40	53	76
巨大災害リスク (R ₅)	737	1,092	1,579
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	3,891.6	3,317.4	4,510.6

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。なお、平成17年度から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、平成16年度と平成17年度の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）（一般保険リスク）
- ② 予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険（予定利率リスク）
- ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
- ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの（経営管理リスク）
- ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の資本、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6 時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

1 売買目的有価証券

該当事項ありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成16年度 (平成17年3月31日現在)						平成17年度 (平成18年3月31日現在)		
		旧安田ライフ損保			旧明治損保			明治安田損保		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
公 社 債 株 式 外 国 証 券 そ の 他		31,680	32,600	919	41,574	42,538	963	31,585	31,962	376
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	99	106	6	99	103	3
		800	810	10	—	—	—	500	503	3
合 計		32,480	33,410	929	41,674	42,644	969	32,185	32,569	383

(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成16年度 (平成17年3月31日現在)						平成17年度 (平成18年3月31日現在)		
		旧安田ライフ損保			旧明治損保			明治安田損保		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
公 社 債 株 式 外 国 証 券 そ の 他		501	500	△1	703	703	△0	43,570	43,319	△250
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		501	500	△1	703	703	△0	43,570	43,319	△250

4 当会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)						平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		旧安田ライフ損保			旧明治損保			明治安田損保		
		売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
そ の 他 有 価 証 券		111	0	165	4,709	1	86	32,020	179	121

5 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券
該当事項ありません。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)
		旧安田ライフ損保	旧明治損保	明治安田損保
公 社 債		12	20	23
株 式		—	—	1
外 国 証 券		—	—	—
そ の 他		0	—	0

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成17年度 (平成18年3月31日現在)			
		明治安田損保			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債		34,893	12,280	11,550	961
地 方 債		750	6,743	1	—
社 債		2,634	4,313	1,176	—
外 国 証 券		—	103	—	—
そ の 他		—	503	—	—
合 計		38,278	23,943	12,728	961

種 類	年 度	平成16年度 (平成17年3月31日現在)							
		旧安田ライフ損保				旧明治損保			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債		5,557	8,876	8,299	—	1,669	14,682	15,727	—
地 方 債		—	3,824	2,202	—	391	3,502	1	—
社 債		103	4,124	—	125	2,112	4,337	838	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	106	—	—
そ の 他		303	506	—	—	—	—	—	—
合 計		5,963	17,332	10,501	125	4,173	22,628	16,566	—

2. 金銭の信託に係る時価情報

該当事項ありません。

3. デリバティブ取引情報

以下のものを含めて、該当事項ありません。

金融先物取引等、保険業法に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、証券取引法に規定する有価証券先物取引・外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）

7 その他

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類等について、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の規定に基づき、あずさ監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

8 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者（代表取締役社長）が確認しております。

確 認 書

平成18年6月29日

明治安田損害保険株式会社
代表取締役社長 西 清二 ⑩

1. 私は、当社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。
3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以 上

【か行】

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

過失相殺

損害額から被害者側の過失に相当する額を差し引くことをいいます。

自動車事故は一方だけの不注意でなく、双方の不注意が重なって起きることが多いため、被害者にも過失がある場合、公平性の観点からその加害者の過失部分を減額することをいいます。

契約者配当金

積立保険の満期時（または積立期間満了時）に、積立保険料の運用利回りが予定利回りを超えた場合、満期返戻金（または積立期間満了時返戻金）と同時に保険契約者に支払われる配当金のことをいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約がはじめからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

契約の失効

広い意味では保険契約の終了を意味し、狭い意味では当事者の意思によらないで保険契約が効力を失うことを意味しています。保険会社が負担する保険事故以外の事由によって、保険の目的が消滅した場合は、その保険契約は将来に向かって失効します。

告知義務

保険契約締結の際、保険契約者・被保険者が重要な事項（申込書の記載事項）について正しく保険会社に告げる義務のことをいいます。

告知内容に違反した場合には、契約を解除されたり、事故があっても保険金が支払われないこともあります。

【さ行】

再調達価額

保険契約の対象であるものと同じものを再取得または再購入するために必要な額をいいます。

→ 時 価

再保険（再保）

保険会社が引き受けた保険契約の一部または全部を、他の保険会社に引き受けてもらうことをいいます。例えば、石油コンビナート等の巨額保険契約は、一保険会社では一度大事故が起これば数百億円の保険金を支払わなければならない、保険会社の経営を危うくします。そこで、保険会社はこのような危険に対して一定額以上の支払いを他の保険会社に転嫁し危険の大きさを分散し、1件あたりの支払額を平均化

します。これによって保険会社の経営の安定に資することが、再保険の目的です。
再保険に出すことを出再、逆に再保険を受けることを受再といいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときに支払う保険料のことをいいます。

時価（額）

再調達価額から経過年数や使用消耗による減価を差し引いた額のことです。

→ 保険価額

事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」等を総称していいます。

質権設定

債権者が債務者の担保物を占有し、その物につき他の債権者に先だって自分の債権の弁済をうける権利を質権といいます。

保険会社では、銀行等（債権者）が融資した保険契約者・被保険者（債務者）からの担保物として、建物に付保されている火災保険の保険金請求権に、質権を設定するための承認をしています。これを質権設定といいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

→ 保険契約準備金

正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料（元受保険料）から再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金（通常は決算後に、残された保険期間に備えて積み立てる未経過保険料）
- ②異常危険準備金
- ③払戻積立金、契約者配当準備金（積立保険において、満期返戻金、契約者配当金として返戻すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの）
- ④その他の責任準備金（原子力、自賠責、地震保険に関するもの）

→ 保険契約準備金

→ 支払備金

全損

火災保険の目的が全焼となった場合や、自動車の車両保険において車が事故等で修理不能になった場合、あるいは修理費が保険価額を上回る場合をいいます。

保険者（保険会社）は、保険価額と保険金額のどちらか低い方を支払い、免責金額は差し引きません。

損害てん補

保険契約者に対して、損害発生時に保険会社はその損害を負担することをいいます。比例てん補方式と実損てん補方式があります。比例てん補は保険価額に対する保険金額の割合をもって損害をてん補するのに対し、実損てん補は保険金額が保険価額の一定割合以上のときは保険金額を限度として実損害額をてん補することをいいます。

損害保険料控除制度

火災保険、傷害保険等に加入している場合の保険料が、一定額を限度として、所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された「自動車保険料率算定会」と「損害保険料率算定会」が統合して平成14年に発足した特殊法人で、自動車保険・自動車損害賠償責任保険、火災保険・傷害保険に関する保険料率の算出および金融庁長官に対する保険料率の届出ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

損害率 (loss ratio : L/R)

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる比率です。この比率の算出には次の3種類の方法があります。

- ①リトン・ベース (written paid, W/P) : 事業年度内の保険料に対して、その年度内に支払った保険金の割合によって算出する方法
- ②アーンド・ベース (earned incurred, E/I) : ある期間中の既経過保険料に対して、その期間中に発生した損害額の割合によって算出する方法
- ③ポリシー・イヤー・ベース (policy year) : ある年度に引き受けた保険契約の保険料合計に対して、その契約について発生した損害額の割合によって算出する方法

【た行】

大数の法則

ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればされるほど、ある事象の発生する確率が一定値に近づくことを大数の法則といいます。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険・一部保険

保険金額を保険価額よりも超過して定めた契約を超過保険といいます。

これを認めると保険事故が発生した場合、被保険者が実際の損害額以上に支払いを受けることとなり、不当の利益を目的とした逆選択になりかねません。被保険者によるモラルリスクの発生を防止する意味からも、保険価額を超過する保険金額部分については、保険契約を無効としています。

火災の居住建物および収容家財の契約については、超過部分に対する保険料は返還します。

これに対して、一部保険は保険金額を保険価額よりも低く定めた契約をいいます。この場合、保険金は、損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額のみが支払われます。このため、損害額の一部は被保険者負担となります。

→ 比例てん補

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が保険価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

契約締結後、申込書（証券）の記載事項に変更が生じた場合、保険会社に対して、変更した事実を書面等で申し出をし、その承認を受けなければなりません。保険契約者・被保険者の義務の1つとなっています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

積立保険

火災保険などの補償機能に加え、満期時には満期返戻金を支払うという貯蓄機能もあわせ持った長期の保険で、補償内容や貯蓄機能の多様化により、各種の積立商品があります。

【は行】

被保険者

被保険利益を持つ者を被保険者といい、一般的には保険金を受取る権利を持つ人をいいます。普通は保険契約者と同じになりますが、保険契約者と異なる場合（他人のためにする契約）もあります。
→ 被保険利益

被保険利益

保険の目的に起こり得る損害に対して、被保険者の持っている何らかの経済上の利害関係を被保険利益といいます。火災保険においては、原則として被保険利益は所有者としての利益と一致します。

比例てん補

損害が発生したとき、保険金額が保険価額を下回っている場合は一部保険となり、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることをいいます。

分損

部分的損害のことをいいます。全損（経済的全損を含む）以外の損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」にもとづく自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）などがあります。

保険価額

被保険利益の価額、すなわち被保険利益を金銭に評価した額をいいます。一般的に火災保険では、保険の目的の時価額、自動車保険では被保険自動車の時価額をいいます。

保険期間

保険会社の担保責任が発生してから終了するまでの期間をいいます。保険期間は通常1年であり、一般的には証券に記載された初日の午後4時に始まり、末日（満期日）の午後4時に終わります。旅行傷害保険など午前0時に始まり午後12時に終わるものもあります。貨物保険では、航海中が保険期間となります。

保険金

保険事故により損害が生じた時に、そのてん補として支払われる金銭のことをいいます。てん補金ともいいます。原則として被保険者に対して支払われます。

保険金額

保険会社が損害のてん補として給付すべき金額の最高限度として保険契約者との間に約定されている金額をいい、付保額ともいいます。

保険契約者

保険の申込人のことで、保険者（保険会社）を相手として、保険契約を締結する者で、保険者に対して保険料を支払う義務を負う人をいいます。

保険契約準備金

保険会社の保険契約にもとづく責任を担保するため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有な準備金を定めています。

これには、支払備金および責任準備金があります。

- 支払備金
- 責任準備金

保険事故

保険会社が、保険金支払いの責任を負うに至るべき原因となる事実（事故）をいいます。保険事故は発生が不確定（偶然）なものでなければなりません。

保険の目的

保険の対象物件のことをいいます。保険の目的は通常、動産、不動産ですが、債権保全火災保険の場合は債権が目的となります。

保険引受利益

保険引受による利益のことをいいます。具体的には、保険引受に係る収益から保険引受に係る費用を差引いたものです。

保険約款

保険契約の基本的な内容を明文化したもので、いわば保険の商品内容です。

約款には普通保険約款、特別約款・特約条項があり、普通保険約款は、それぞれの種目に標準的に適用される契約条項です。特別約款・特約条項は、普通保険約款の規定を一部変更・削除または追加する場合に用いられる契約条項です。

保険料

いわゆる掛金のことをいいます。

偶然に起こる事故や事件の損失について補償を得るために、保険契約者から保険会社へ支払われる対価のことをいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料を全額領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【ま行】

マリン (marine) ・ノンマリン (non-marine)

マリンとは、海上保険のことをいいます。具体的には、船舶保険と貨物海上保険であり、貨物海上保険は外航（海外貿易の貨物を扱うもの）と内航（国内の海上輸送の貨物を扱うもの）とに分かれます。この他運送保険があり、これは陸上の運送貨物を扱うので海上危険を担保する保険ではありませんが、引き受け形態が貨物海上保険に類似しているため、わが国ではマリン部門で扱っています。

なお、マリン保険（船舶保険、貨物海上保険、運送保険）を除いた火災・自動車・新種保険などを全部まとめてノンマリン保険といいます。ノンマリン保険とは、英語のnon-marineで、「非海上」という意味です。

満期返戻金

長期総合保険や積立生活総合保険等の積立保険で保険期間が満了し、保険契約者が保険料全額の払込みを完了した時に支払われるよう、予め約定された金額をいいます。

→ 契約者配当金

免責

保険者（保険会社）が負担すべき責任を免除される事由として、法律や約款に定められたものをいいます。例えば、保険契約者の故意または重大な過失、戦争、内乱等による損害、地震、噴火による損害等が該当します。

→ 免責条項

免責期間

保険者（保険会社）が負担すべき責任を免除される期間のことです。その期間内の事故は、保険金の支払い対象にはなりません。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

免責条項

保険約款の条文に、「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」などの表現で記載されているものです。保険会社が免責される危険や事由について定めた条項のことをいいます。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約についての再保険契約に対して、そのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

明治安田損害保険の現状

明治安田損害保険株式会社 企画部

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

電話 03-3257-3111 (代表)

〔お客さま窓口〕 ご照会等は、下記までお願いいたします。

明治安田損害保険 お客さま相談室 電話 03-3257-3120

インターネット・ホームページ <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

